

価値形態の移行について

石 倉 雅 男

第1節 問題の所在

——「価値形態の移行」問題へのアプローチ——

周知のように、マルクスの価値形態論では、「諸商品の価値関係に含まれる価値表現の発展」(Karl Marx, *Das Kapital*, Bd. 1, Marx-Engels Werke, Bd. 23, Dietz Verlag, Berlin, 1962, S. 62. 以下「KI 62」)のように略記)すなわち単純な価値形態(形態I)から全体的価値形態(形態II)、一般的価値形態(形態III)、貨幣形態(形態IV)に至る価値形態の「発展」あるいは「移行」(KI 83)が考察される。「諸商品の価値関係に含まれる価値表現」の最も基本的な形は、任意の二商品の価値関係に含まれる一商品の単純な相対的価値表現である。二商品A・Bの価値関係に含まれる商品Aの単純な相対的価値表現(商品Aは商品Bに値する)の根拠すなわち「相対的価値形態の内実」(KI 64)⁽¹⁾とは、後に詳しく見るように、商品A(相対的価値形態)に表された労働の価値形成性格およびその表現様式である。どの商品に表された労働の価値形成性格もけっして単独には(他商品に表された労働の価値形成性格と独立には)論定されえない。商品Aに表された労働の価値形成性格も、他商品Bに表された労働の価値形成性格を前提とする。それゆえ、商品A(相対的価値形態)に表さ

れた労働の価値形成性格を対象的形態で表現する場合、異種の商品 B（等価形態）の自然形態がもっぱら価値の現象形態として機能し、当の商品 A の自然形態はもっぱら使用価値として機能する。つまり、商品 A に表された労働の価値形成性格を対象的形態で表現する結果として、商品 A の相対的価値表現が成立するのである。この場合、各商品に表された労働の価値形成性格は、市場の全商品の価値関係（市場の全商品の価値対象性、および全商品に表された全労働にかんする抽象的人間労働としての質的同等性）を前提とする。このように、各商品の相対的価値表現の根拠（すなわち各商品に表された労働の価値形成性格およびその表現様式）を考察しないかぎり、「諸商品の価値関係に含まれる価値表現」（KI 62）を説明することは不可能なのである。

したがって、「諸商品の価値関係に含まれる価値表現」の「発展」（同）を説明するためには、相対的価値形態の発展の観点から価値形態の移行を考察しなければならない。後に詳しく見るように、形態 I から形態 II への移行、形態 II から形態 III への移行の必然性はそれぞれ、形態 I・形態 II における相対的価値形態の欠陥にもとづいて論証される。相対的価値形態の発展にもとづいて等価形態の発展が説明されるのであって、その逆ではない。かくて、市場の全商品の価値関係を前提において価値形態の移行を考察する場合、移行の実質的な到達点は一般的価値形態（形態 III）である。なぜなら、この形態 III は、（一般的等価物を除く）他のすべての商品の相対的価値表現（これらの多数商品に表された諸労働の表現様式）の同時成立を条件とし、さらにこれらの多数商品の相対的価値表現の同時成立は市場の全商品の価値関係（市場の全商品にかんする価値としての質的同等性、および全商品に表された全労働にかんする抽象的人間労働としての質的同等性）を前提とするからである。貨幣形態（形態 IV）の成立要件は、何らかの社会的過程による一般的等価形態の特定商品への固定化

という要因を除いて、一般的価値形態（形態 III）と同じである。（一般的等価物を除く）他のすべての商品の相対的価値表現の同時成立という条件を欠くと、形態 IV は成立しない。かくて、相対的価値形態（各商品に表された労働の価値形成性格およびその表現様式）の発展の観点から価値形態の移行を考察する結果、「単純な商品形態は貨幣形態の萌芽である」（KI 85）という結論が得られる。この結論の含意は、貨幣形態が（市場の外部から導入されるのではなく）市場の全商品の価値関係の内部から導き出されること、その意味で貨幣形態が商品形態から派生することにある。

以上のように、「諸商品の価値関係に含まれる価値表現の発展」（KI 62）は相対的価値形態の発展の観点から考察しなければならない。より詳しく言えば、価値形態の移行を考察するさいには、両極（相対的価値形態・等価形態）の諸商品の価値対象性、および両極の諸商品に表された諸労働の価値形成性格にもとづいて、相対的価値形態の各商品にかんする自然形態と価値形態との区別を説明しなければならない。初版『資本論』（本文）の価値形態論の末尾にある次の文章の含意もその点にある。

「しかし、決定的に重要なことは、価値形態と価値実体と価値の大きさとのあいだの内的で必然的な関連を発見すること、すなわち、観念的に表現すれば、価値形態が価値概念から発生する (entspringen) ことを論証することであった」（Karl Marx, *Das Kapital*, Erster Band, Erste Auflage, 1867, S. 34. 以下「初版 K 34」と略記。岡崎次郎訳『資本論第 1 巻初版』国民文庫、1976 年、76 頁。訳文は適宜修正してある）。

個別商品 A の単純な相対的価値表現「商品 A は商品 B に値する」を例にとると、「価値形態」「価値実体」「価値の大きさ」の三者のあいだの「内的で必然的な関連」とは、商品 A（相対的価値形態）にかんする自然形態と価値形態との区別、商品 A に表された労働の価値形成性格、および両極の二商品の価値対象性のあいだの内的関連のことである。これは個

別商品 A の相対的価値表現の根拠であって、先に見た「相対的価値形態の内実」(KI 64) の論理に相当する。要するに、「相対的価値形態の内実」の「発見」が価値形態論にとって「決定的に重要」だということである。したがって、「価値形態が価値概念から発生する」ことを論証するためには、各商品の相対的価値表現（各商品に表された労働の価値形成性格の表現様式）の観点から価値形態の移行を説明しなければならない。各商品に表された労働の価値形成性格は諸商品の価値関係を前提とするから、相対的価値形態の観点から価値形態の移行を考察すれば、諸商品の価値関係を前提とする価値形態の移行が論定されるのである。相対的価値形態の観点での価値形態の移行の到達点は一般的価値形態（形態 III）である。この形態 III は、（一般的等価物を除く）他のすべての商品の相対的価値表現の同時成立を根拠とし、市場の全商品の価値関係を完全に反映している。かくて、相対的価値形態の発展の観点から価値形態の移行を考察する場合にのみ、貨幣形態は市場の全商品の価値関係の内部から導き出されること、すなわち貨幣形態は商品形態から派生することが論証される。これにたいして、等価形態の発展の観点から価値形態の移行を考察する場合、貨幣形態（形態 IV）が価値形態の移行の到達点になるが、この貨幣形態が市場の全商品の価値関係の内部から導き出されること、すなわち貨幣形態が商品形態から派生することは決して論証されない。要するに、「諸商品の価値関係に含まれる価値表現の発展」(KI 62) へのアプローチは、相対的価値形態の発展の観点からのアプローチでなければならない。その基軸は、各商品に表された労働の価値形成性格およびその表現様式である。

価値形態の移行へのアプローチに関連して検討しなければならないのは、武田信照氏の見解である。氏は「価値概念とその定在様式との矛盾」を「移行の根本動力」（『価値形態と貨幣』梓出版社、1982年、207頁）と位置づけられたうえで、価値形態の移行を考察される。単純な価値形態（形

態 I) の「価値形態としての不充分さ」として「商品 A [相対的価値形態——引用者] の価値がそれ自身の使用価値から区別されるだけで、一切の使用価値から区別されていないこと、いいかえれば、商品 A が価値としては他の全ての商品と質的に同等であることをいいあらわしていないこと」(同, 206 頁) と指摘される。各種価値形態の「評価」の「基準」とされるのが「質的に同等で量的にのみ区別しようという価値の本性＝価値概念」(同) である。単純な価値形態 (形態 I) については「価値概念 (本性) にてらして十全な価値表現の様式でない」すなわち「価値概念とその定在様式とが照応していない」と評価される (同)。そして「単純な価値形態における価値概念とその定在様式との矛盾」(同, 207 頁) が形態 I から全体的価値形態 (形態 II) への移行の「根本動力」(同) になると推論される。このように、氏の「移行」理論の基軸となるのは、各種価値形態と「価値の本性＝価値概念」(質的同等性・量的分割可能性) との「照応」如何である。問題は、各種価値形態を評価する基準とされる「価値概念」の内容である。後に詳しく見るように、諸商品の価値関係を前提において単純な価値形態 (形態 I) を評価するためには、両極の二商品の価値関係にもとづいて個別商品の単純な相対的価値表現を説明しなければならず、そのためにはさらに、個別商品に表された労働の価値形成性格およびその表現様式を考察しなければならない。したがって、「価値の本性＝価値概念」を踏まえて価値形態の移行を考察するためには、各商品の相対的価値表現 (各商品に表された労働の価値形成性格の表現様式) の観点から各種価値形態を評価しなければならない。ところが、単純な価値形態 (形態 I) の欠陥にかんする氏の議論では、形態 I の評価基準として「質的に同等で量的にのみ区別しようという価値の本性＝価値概念」は設定されるが、個別商品の相対的価値表現の根拠 (すなわち個別商品に表された労働の価値形成性格の表現様式) にかんする詳しい考察は行われていない。

この問題点は、全体的価値形態（形態Ⅱ）・一般的価値形態（形態Ⅲ）・貨幣形態（形態Ⅳ）にかんする氏の説明についてもあてはまる。

全体的価値形態（形態Ⅱ）は同じ個別商品にかんする多数の相対的価値表現から成る。形態Ⅱの意義と欠陥について氏は次のように指摘される。「形態Ⅱは、無差別な人間労働の凝固であり、使用価値には無関心であるという価値の本性にふさわしいものである点で、形態Ⅰの欠陥を取除いたより完全な価値形態である」（武田前掲書、208頁）。「マルクスは、全体的価値形態の欠陥を、商品種類が増大するごとに価値表現列は引き延ばされて『未完成である』[KI 78] こと、多種類の商品が等価形態にたつことによって価値表現が『多彩な寄木細工』[同] になっていること、加えて各商品が自分を除く多数の他商品で価値を表現するのだから、それぞれの価値表現列はみな『違っ』[同] ていること、この三点に求めている。いずれも、形態Ⅱが無差別同等な人間労働の凝固としての価値の本性におお致しない価値形態であることを示すものである」（同、209頁、[] 内は引用者）。見られるように、「無差別な人間労働の凝固」としての「価値の本性」の観点から全体的価値形態（形態Ⅱ）が評価されている。たしかに、「諸商品の価値関係に含まれる価値表現の発展」（KI 62）を考察するためには、価値対象性（抽象的人間労働の凝固）の側面での諸商品の質的同等性を前提におかなければならない。しかし、諸商品の価値対象性に着目するだけでは、相対的価値形態の各商品について自然形態と価値形態との区別を説明することはできない。「相対的価値形態の内実」（KI 64）項でも「われわれが、価値としては諸商品は人間の労働の単なる凝固であると言えば、われわれの分析は、諸商品を価値抽象に還元するけれども、商品にその自然形態とは異なる価値形態を与えない」（KI 65）と指摘されている。全体的価値形態（形態Ⅱ）の意義と欠陥を明らかにするためには、同じ個別商品にかんする多数の相対的価値表現（すなわち同じ個別商品に

表された労働の価値形成性格の多様な表現様式) について立ち入って考察しなければならない。形態 II にかんする氏の分析では、抽象的人間労働の凝固としての「価値の本性」は正しく前提におかれているが、形態 II を構成する個別商品の多数の相対的価値表現の根拠について立ち入って考察されていないため、形態 II の意義と欠陥が必ずしも明確に論定されていない。

後に見るように、『資本論』の価値形態論では、同じ個別商品にかんする多数の相対的価値表現について「逆の連関」(KI 63) の論理を適用することによって、全体的価値形態(形態 II) から一般的価値形態(形態 III) への移行が説明されている。その結果、一般的価値形態(形態 III) は(一般的等価物を除く)他のすべての商品の相対的価値表現の同時成立を条件とすることが論定される。『資本論』における形態 II から形態 III への移行について武田氏は、「全体的価値形態から一般的価値形態への移行に関連して逆関係を論じる際には、価値表現関係と交換関係とが一個二重の関係をなしている場合を明示的に前提して逆関係の必然的な成立を説いている」(前掲書, 168 頁)と指摘され、「逆の連関」の論理にもとづく移行の説明について「形態 III 生成の可能性が明らかにされているといつてよい」(同, 209 頁)と評価される。そのうえで、形態 II から形態 III への「移行の動力」(同, 210 頁)となるのは「価値概念とその定在様式との矛盾」(同)であり、「形態 III への移行に際して主演者は価値概念とその定在様式との矛盾であり、逆関係は主演者を助ける助演者の立場にしりぞいている」(同, 213-214 頁)と主張される。「逆関係」の論理が有効なのは「価値表現関係と交換関係」が「一個二重の関係」にある場合に限られるというのである。

そこで、個別商品の相対的価値表現における「逆関係」にかんする氏の見解をより詳しく見よう。「リンネルと上衣がそれぞれの価値をたがいに

自分の欲望の対象、上衣とリンネルで表現している場合には、上衣によるリンネルの価値表現は同時にリンネルによる上衣の価値表現をふくんでいるといってよい。別言すれば、このように価値表現関係が同時に交換関係である場合、つまり価値表現関係と交換関係とが一個二重の関係にある場合には、逆関係は必然的に成立するということができる。しかしこのことは、逆関係の必然的な成立が無条件ではないということを明示するものである。価値表現関係が同時に交換関係である保証はどこにもないからである。逆関係の必然的な成立には一定の留保が必要なのである」(同、167頁)。見られるように、一方の「リンネル」商品の相対的価値表現が「逆関係」すなわち他方の「上衣」商品の相対的価値表現を「ふくんでいる」のは、これらの二商品が「それぞれの価値」を「たがいに自分の欲望の対象、上衣とリンネルで表現している」場合に限られると指摘されている。「自分の欲望の対象」と明示的に言われていることから、「逆関係」の論理にかんする氏の議論には、各種使用価値にたいする商品所有者の欲望が導入されていると判断せざるをえない。氏の見解にしたがえば、一方の商品の相対的価値表現(リンネル商品は上衣商品に値する)が「逆関係」すなわち他方の商品の相対的価値表現(上衣商品はリンネル商品に値する)を「ふくんでいる」のは、「上衣」が「リンネル」所有者にとって「自分の欲望の対象」であり、「リンネル」も「上衣」所有者にとって「自分の欲望の対象」である場合に限られる。したがって、「価値表現関係と交換関係とが一個二重の関係にある」ための条件、あるいは「逆関係の必然的な成立」のための「一定の留保」とは、商品所有者たちの欲望の相互一致を意味するものと判断せざるをえない。しかし、後に詳しく見るように、価値表現における「逆の連関」(KI 63)の論理を解明するためには、個別商品の相対的価値表現の根拠、すなわち個別商品に表された労働の価値形成性格およびその表現様式を考察しなければならない。この場合、各商品に表

された労働の価値形成性格は市場の全商品の価値関係（価値としての全商品の質的同等性、および全商品に表された全労働にかんする抽象的人間労働としての質的同等性）によってのみ説明され、各種使用価値にたいする商品所有者たちの欲望とはいっさい無関係である。要するに、価値表現の「逆関係」の論理は、各種使用価値にたいする商品所有者たちの欲望の観点を介在させずに、もっぱら各商品の相対的価値表現の観点から説明されなければならない。ところが、価値表現の「逆関係」にかんする氏の議論では、商品所有者たちの欲望の相互一致が「逆関係」の成立条件であると把握されている以上、各商品の相対的価値表現の観点から「逆関係」の論理が考察されているとは言い難い。結局、形態Ⅱから形態Ⅲへの移行の論証において「逆関係」の論理が「助演者」にすぎないものと位置づけられるのも、この移行が相対的価値形態の発展の観点から考察されていないからであると考えられる。

それでは、「価値概念とその定在様式との矛盾」という「主演者」によって一般的価値形態（形態Ⅲ）はどのように把握されるのか。氏は、一般的価値形態を「使用価値とは全く無関係でただ質的に同等で量的にのみ区別しようという価値の本性にふさわしい価値形態」（武田前掲書、210頁）と特徴づけたうえで、一般的価値形態の成立根拠としての「商品世界の共同事業」（KI 80）について次のように指摘される。「形態Ⅱにおける価値概念とその定在様式との矛盾は、ただ一つの商品を一般的等価物＝共通の価値尺度として排除する諸商品の社会的行為を促す性格をもつ矛盾なのだ」という点が注意されなければならない」（同、211頁）。見られるように、全体的価値形態（形態Ⅱ）における「価値概念とその定在様式との矛盾」が「ただ一つの商品を一般的等価物＝共通の価値尺度」として排除する諸商品の社会的行為を「促す」と主張されている。問題は一般的価値形態（形態Ⅲ）の成立根拠としての「商品世界の共同事業」の内容である。後

に詳論するように、形態 III を成立させる「商品世界の共同事業」とは、(一般的等価物を除く)他のすべての商品の相対的価値表現の同時成立のことであって、その内実は、これらの多数商品に表された諸労働の価値形成性格の同時的な表現様式である。言い換えれば、「ただ一つの商品」を「一般的等価物」として排除する要因とは、(一般的等価物を除く)他のすべての商品の相対的価値表現の同時成立である。たとえば、「リンネル」商品が一般的等価形態に立つ場合には、「商品世界の一般的な相対的価値形態は、商品世界から排除された等価物商品であるリンネルに、一般的等価物という性格を押しつける」(KI 81)のである。ところが、先に掲げた氏の議論では、一般的価値形態を成立させる「諸商品の社会的行為」が、(一般的等価形態を除く)他のすべての商品の相対的価値表現の同時成立にもとづく「社会的行為」としては把握されていない。かくて、「価値概念とその定在様式との矛盾」にもとづく一般的価値形態(形態 III)の論定も、相対的価値形態(すなわち各商品に表された労働の価値形成性格の表現様式)の発展にもとづく価値形態の移行の論定とは異質な考え方であると言わざるをえない。

もし相対的価値形態の発展の観点から価値形態の移行が考察されているならば、移行の実質的な到達点は、多数商品の相対的価値表現の同時成立を条件とする一般的価値形態(形態 III)である。しかし武田氏は「両者[一般的価値形態と貨幣形態——引用者]には価値形態として厳然と区別さるべき質的相違がある」(前掲書、215頁)と指摘され、貨幣形態(形態 IV)に至ってはじめて「価値の本性」に照応する価値形態が得られると主張される。形態 IV にかんする氏の説明を見よう。「一般的等価物は歴史上さまざまな理由からさまざまな商品に帰属した。しかしその殆んどは、質的に同等で量的にのみ区別できるという価値の本性にふさわしい物理的性質を備えていたわけではない。……ただ貴金属、なかでも金は、質

的に均等であり、量的に容易に分割し結合できるという点で、価値の本性にふさわしい、したがって貨幣材料にふさわしい物理的性質を持っている。金はたんに一般的等価物になる可能性だけでなく、その必然性をもっていたといってよい」(同、216頁)。見られるように、「質的に同等で量的にのみ区別できるという価値の本性」を基準として、一般的等価形態の「貴金属」(金)への帰属の「必然性」が論定されている。つまり氏の議論では、(金を除く)他のすべての商品の相対的価値表現の同時成立を根拠としてではなく、「価値の本性」(質的同等性・量的分割可能性)に適合する「金」の「物理的性質」すなわち等価形態に立つ商品の自然形態の属性を根拠として、一般的等価形態の「金」への帰属の「必然性」が説明されるのである。形態IIIと形態IVのあいだに「価値形態として厳然と区別されるべき質的相違」(前掲)があるという先の指摘を考え合わせると、氏の移行論の到達点は一般的価値形態(形態III)ではなく貨幣形態(形態IV)であることがわかる。これにたいして、「貨幣形態の概念把握における困難は、一般的等価形態、したがって一般的価値形態一般、形態IIIに限定される」(KI 85)と言われるように、マルクスの価値形態論では、(一般的等価物を除く)他のすべての商品の相対的価値表現の同時成立を条件とする一般的価値形態(形態III)が実質的な到達点である。これらの多数商品の相対的価値表現の同時成立を抜きにしては、貨幣形態(形態IV)は成立しないからである。かくて、(形態IIIではなく)形態IVを到達点とする武田氏の移行論は、事実上、等価形態の発展の観点から価値形態の移行を論定する考え方であり、相対的価値形態の発展にもとづく移行論とは異質の推論であると言わざるをえない⁽²⁾。これは、単なる記述上の相違ではなく、市場経済観にかかわる根本問題である。というのは、相対的価値形態の発展に着目するならば、各商品に表された労働の価値形成性格の表現様式を考察しなければならず、それゆえ市場の全商品の価値関係

(価値としての全商品の質的同等性、および全商品に表された全労働にかんする抽象的人間労働としての質的同等性)を前提におかなければならぬからである。⁽³⁾ 相対的価値形態の発展の観点から価値形態の移行を考察する場合にのみ、貨幣形態が市場の全商品の価値関係にもとづいて把握され、貨幣形態は商品形態から派生することが論証される。

以上のように、「諸商品の価値関係に含まれる価値表現の発展」(KI 62)を考察するためには、相対的価値形態の発展の観点から価値形態の移行を論定しなければならない。それゆえ、価値形態の移行の考察においても、各商品の相対的価値表現の根拠、すなわち各商品に表された労働の価値形成性格およびその表現様式にかんする考察を欠かすことができない。そこで本稿では、単純な価値形態(形態I)における「相対的価値形態の内実」(KI 64)の論理の応用問題として、相対的価値形態の発展にもとづく価値形態の移行の論理の構築を試みる。第2節では、単純な価値形態(形態I)における「相対的価値形態の内実」(KI 64)の論理を検討し、任意の二商品の価値関係に含まれる個別商品の単純な相対的価値表現の根拠、すなわち個別商品に表された労働の価値形成性格およびその表現様式について考察する。第3節では、個別商品に表された労働の価値形成性格およびその表現様式に着目して、個別商品の単純な相対的価値表現における「逆の連関」の論理を考察する。第4節では、個別商品の相対的価値表現の根拠となる諸商品の価値関係に着目して、単純な価値形態(形態I)から全体的価値形態(形態II)への移行の必然性を明らかにする。第5節では、全体的価値形態(形態II)を構成する同じ個別商品の多数の相対的価値表現の構造について立ち入って考察し、形態IIの欠陥、および形態IIから一般的価値形態(形態III)への移行の必然性を明らかにする。そのうえで、一般的価値形態(形態III)に至ってはじめて市場の全商品の価値関係が確認されることを明らかにする。最後に第6節では、諸商品の価

値関係にもとづく価値形態の移行の意義を考察する。結論を先取りすれば、相対的価値形態の発展の観点から価値形態の移行を考察する場合にのみ、貨幣形態を商品形態から派生する概念として把握することができる。

- (1) 単純な価値形態（形態Ⅰ）における「相対的価値形態の内実」（KI 64）の論理構造については、拙稿「価値形態論の一基本問題——『相対的価値形態の内実』の論理——」『一橋論叢』第112巻第6号，1994年12月を参照。
- (2) 見田石介氏も「価値の定在と価値概念との不一致，矛盾がそのいっそう十全な価値の表現形態へと移りゆくことを促迫する」（『価値および生産価格の研究』新日本出版社，1972年，34頁）と主張され、「価値の定在」と「価値概念」との「不一致，矛盾」にもとづいて価値形態の移行を説明される。一般的価値形態（形態Ⅲ）の意義について氏は「あらゆる商品の価値を共同で排除される単一の商品の使用価値によって，……簡単に統一的に表現する最後の一般的な価値形態においてはじめて価値の定在は価値の概念と一致する」（同，35頁）と指摘され，さらに貨幣形態（形態Ⅳ）については「この一般的等価形態の付着する使用価値も，同質同等であって自由に分離したり結合したりできるものだという価値の概念に照応して，最終的に貴金属に落ちつくことになる」（同上）と説明される。以上の文章を見るかぎり，氏の議論では，一般的価値形態（形態Ⅲ）が（一般的等価物を除く）他のすべての商品の相対的価値表現の同時成立を条件とすることは何ら示されていない。したがって氏の議論も，武田氏の議論と同じように，相対的価値形態（すなわち各商品に表された労働の価値形成性格の表現様式）の発展にもとづく移行論ではないと言わざるをえない。
- (3) 価値形態の移行へのアプローチについて松石勝彦氏は「社会的労働の独特な性格すなわち『価値を形成する労働の独特な性格』が移行問題解決の鍵をなす」（『資本論の解明』青木書店，1993年，209頁）と正しく指摘される。各商品の相対的価値表現の根拠となる「価値形成労働の独自な性格」（KI 65）が価値形態の移行にかんする「問題解決の鍵」と位置づけられている点で，この指摘はきわめて重要である。

第2節 個別商品の単純な相対的価値表現

——個別商品に表された労働の価値形成性格の表現様式——

「諸商品の価値関係に含まれる価値表現」(KI 62)の基本は、任意の二商品の価値関係に含まれる個別商品の単純な相対的価値表現である。後に見るように、両極の二商品(相対的価値形態の商品A、等価形態の商品B)の価値関係を前提において個別商品Aの単純な相対的価値表現(商品Aは商品Bに値する)を説明するためには、二商品の価値対象性に着目するだけでは不十分であり、二商品に表された諸労働の質的等置関係を考察しなければならない。商品A(相対的価値形態)に表された労働の価値形成性格が対象的形態で表現される場合にのみ、商品B(等価形態)の自然形態はもっぱら価値の現象形態として機能し、商品A(相対的価値形態)にかんする自然形態と価値形態との区別が論定される。このように、二商品の価値関係に含まれる一商品の単純な相対的価値表現を説明するためには、個別商品に表された労働の価値形成性格およびその表現様式を考察する必要がある。したがって、諸商品の価値関係を前提とする価値形態の移行も、相対的価値形態の発展(すなわち各商品に表された労働の価値形成性格の表現様式の発展)の観点から、考察されなければならない。そこで本節では、個別商品にかんする単純な価値形態(形態I)における「相対的価値形態の内実」(KI 64)の論理を検討し、個別商品の単純な相対的価値表現の根拠を考察する。なお、紙数の都合上、本節では「相対的価値形態の内実」項の第4パラグラフから第7パラグラフまでの記述を中心に考察する。

1. 個別商品に表された労働の価値形成性格（二商品の価値関係を前提におく場合）

「相対的価値形態の内実」項（KI 64-67）では、両極の二商品（相対的価値形態のリンネル商品、等価形態の上着商品）の価値関係を前提において、個別商品「リンネル」の単純な相対的価値表現（20 エレのリンネルは1着の上着に値する）が考察される。この場合、価値としての二商品の質的同等性を最初に論定しなければならない。この点は「相対的価値形態の内実」項の最初の三つのパラグラフで確認される⁽¹⁾。しかし、両極の二商品の価値対象性に着目するだけでは、一商品の単純な相対的価値表現を説明することはできない。この点にかかわるのが「内実」項の第4パラグラフである。

「われわれが、価値としては諸商品は人間的労働の単なる凝固であると言えば、われわれの分析は、諸商品を価値抽象に還元するけれども、商品にその自然形態とは異なる価値形態を与えない。一商品の他の商品にたいする価値関係のなかではそうではない。ここでは、その商品の価値性格が、他の商品にたいするその商品の関連によって現れ出る」（KI 65, 「相対的価値形態の内実」項第4パラグラフ）。

両極の二商品の「価値抽象」（抽象的人間労働の凝固あるいは価値対象性）への還元が相対的価値形態のリンネル商品に「その自然形態とは異なる価値形態を与えない」のはなぜだろうか。言い換えれば、価値としての二商品の質的同等性から直ちに一商品の単純な相対的価値表現が導かれないのはなぜか。その理由は「商品価値の本性」（KI 75）にある。抽象的人間労働の凝固としての価値対象性は、「商品と商品との社会的関係」（KI 62）にのみ現れる社会的属性であり、市場の内部に限定される純粋に社会的な対象性である。これにたいして、使用価値としての諸商品の異質性は、

市場の内部に限定されない純粹に自然的な対象性である。したがって、両極の二商品の価値対象性を考察する場合には、市場の内部に限定されない諸商品の使用価値の異質性を捨象しなければならない。だが、諸商品の使用価値の異質性が捨象されるならば、各商品にかんする自然形態と価値形態との区別を説明することができない。どの商品もその自然形態とは異なる価値形態を持つことが周知の事実であるのも、諸商品の使用価値の異質性が捨象されないかぎりでのことである。価値としての二商品の質的同等性を前提におき、かつ、二商品の使用価値の異質性を捨象せずに、相対的価値形態のリンネル商品にかんする自然形態と価値形態との区別を説明するためには、リンネル商品に表された労働の価値形成性格を考察しなければならない。抽象的人間労働の凝固としての価値対象性にのみ着目する場合には、諸商品の使用価値の異質性を捨象しなければならないので、商品種類を「リンネル」に特定して商品の価値性格を考察することは不可能である⁽²⁾。これにたいして、価値としての諸商品の質的同等性を前提において、各商品に表された労働の二重性格（使用価値との関連での具体的有用労働の属性、価値対象性との関連での抽象的人間労働の属性）に着目する場合には、商品種類を「リンネル」に特定したうえで、商品に表された労働の価値形成性格を考察することができる。

そこで次に、価値対象性の側面での両極の二商品の質的同等性、および二商品に表された諸労働にかんする抽象的人間労働としての質的同等性を踏まえて、リンネル商品（相対的価値形態）に表された労働の価値形成性格について詳しく考察しなければならない。両極の二商品に表された諸労働の質的等置関係は「相対的価値形態の内実」項の第5パラグラフで考察される。

「(1) たとえば、上着が、価値物 (Wertding) として、リンネルに等置されることによって、上着に潜む労働がリンネルに潜む労働に等置され

る。(2)ところで、たしかに、上着をつくる裁縫は、リンネルをつくる織布とは異種の具体的労働である。(3)しかし、織布との等置は、裁縫を、両方の労働のなかの現実に等しいものに、人間労働という両方に共通な性格に、実際に還元する。(4)この回り道を経たうえで、織布もまた、それが価値を織るかぎりでは、裁縫から区別される特徴を持たず、それゆえ抽象的人間労働である、と言われている。(5)異種の諸商品の等価表現だけが——異種の諸商品に潜む異種の諸労働を、それらに共通なものに、人間労働一般に、実際に還元することによって——その価値形成労働の独自の性格を表す」(KI 65, 番号(1)~(5)は引用者のもの)。

両極の二商品の価値対象性とリンネル商品の単純な相対的価値表現との媒介となるのが、両極の二商品に表された諸労働にかんする抽象的人間労働としての質的同等性である。第1文に見られるように、価値としての両極の二商品の質的同等性(「上着が価値物としてリンネルに等置される」こと)が前提におかれる場合にのみ、二商品に表された諸労働(「リンネルに潜む労働」と「上着に潜む労働」)の質的同等性が成立する。

すでに見たように、各商品に表された労働に着目する場合にのみ、諸商品の使用価値の異質性を捨象せずに、各商品に表された労働の価値形成性格を考察することができる。それゆえ、両極の二商品に表された諸労働についても、抽象的人間労働(価値形成労働)の側面での質的同等性と、具体的有用労働(使用価値形成労働)の側面での異質性とが同時に確認されなければならない。第2文で「上着をつくる裁縫は、リンネルをつくる織布とは異種の具体的労働である」と言われるように、両極の二商品に表された諸労働は、異種の使用価値「リンネル」「上着」との関連では「異種の具体的労働」と把握される。

次に、価値対象性の側面での両極の二商品の質的同等性を前提において、各商品に表された労働の価値形成性格を考察しなければならない。第3文

では、「織布との等置」が「裁縫」を「両方の労働のなかの現実に等しいもの」「人間労働という両方に共通な性格」（抽象的人間労働の属性）へと「還元する」と言われている。価値対象性の側面での両極の二商品の質的同等性は第1文で確認済みであるから、第3文での「織布」と「裁縫」は、異質の使用価値に表された異質の具体的有用労働（使用価値リンネルに表された「織布」、および使用価値上着に表された「裁縫」）としてではなく、両極の二商品に表された諸労働として解釈しなければならない。「織布との等置」とは、両極の二商品に表された諸労働が、価値対象性との関連で質的に等置されることである。第3文では、もっぱら「裁縫」（上着商品に表された労働）について「人間労働」性格への「還元」が語られている。言い換えれば、商品種類が「上着」に特定されたうえで、商品に表された労働における抽象的人間労働（価値形成労働）の属性が考察されている。この場合、上着商品に表された労働にかんする「人間労働」性格（抽象的人間労働の属性あるいは価値形成性格）の唯一の根拠は、両極の二商品に表された諸労働にかんする価値形成労働（抽象的人間労働）の側面での質的同等性（「裁縫」の「織布との等置」）である。それゆえ、上着商品に表された労働の価値形成性格は決して単独には（他商品に表された労働の価値形成性格と独立には）論定されえない。言い換えれば、上着商品に表された労働の価値形成性格を論定するためには、何らかの他商品（たとえばリンネル商品）に表された労働の価値形成性格を同時に論定しなければならない。これにたいして、上着商品に表された労働の使用価値形成性格（具体的有用労働「裁縫」の属性）は、単独に（すなわち、他商品に表された労働の使用価値形成性格とは独立に）論定される。なぜなら、上着商品に表された労働における具体的有用労働の属性（使用価値上着に表された「裁縫」）は、その労働と使用価値上着との関連だけを根拠として説明されるからである。

続く第4文では、リンネル商品（相対的価値形態）に表された労働の価値形成性格が論定される。第3文で確認されたように、各商品に表された労働の価値形成性格（抽象的人間労働の属性）はけっして単独には（他商品に表された労働の価値形成性格と独立には）論定されえない。各商品に表された労働の価値形成性格を論定するためには、他商品に表された労働の価値形成性格を同時に論定しなければならない。各商品に表された労働の価値形成性格にかんする以上の論点（第3文）を「回り道」として、第4文では次の点が論定される。すなわち、リンネル商品（相対的価値形態）に表された労働における価値形成性格（「価値を織る」という性格）は、「裁縫〔上着商品に表された労働〕から区別される特徴を持たない」という点がそれである。ここで、リンネル商品に表された労働における「価値を織る」性格と「裁縫〔上着商品に表された労働〕」の両方に共通な性格とは、各商品に表された労働の価値形成性格（抽象的人間労働の属性）だけである。したがって、リンネル商品（相対的価値形態）に表された労働の価値形成性格を論定するためには、異種の商品（この場合、等価値形態に立つ上着商品）に表された労働の価値形成性格を同時に論定しなければならない。言い換えれば、リンネル商品（相対的価値形態）に表された労働の価値形成性格を単独に（上着商品に表された労働の価値形成性格とは独立に）論定することは不可能なのである。なぜなら、どの商品に表された労働の価値形成性格も、他商品に表された労働との（価値対象性との関連、あるいは抽象的人間労働の側面での）質的同等性を前提とするからである。これにたいして、リンネル商品（相対的価値形態）に表された労働の使用価値形成性格（具体的有用労働「織布」の属性）は、単独に（他商品に表された労働の使用価値形成性格とは独立に）論定される。なぜなら、リンネル商品に表された労働における具体的有用労働の属性（使用価値リンネルに表された「織布」の属性）は、もっぱらこの労働と使用

価値リンネルとの関係によって説明されるからである。

リンネル商品（相対的価値形態）に表された労働の価値形成性格を単独に（他商品に表された労働の価値形成性格とは独立に）論定することが不可能なのはいったいなぜか。それは、各商品に表された労働の価値形成性格は、価値対象性の側面での異種の諸商品の質的同等性、および異種の諸商品に表された諸労働にかんする抽象的人間労働としての質的同等性を前提とするからである。こうして、前掲引用の第5文に見られるように、「異種の諸商品の等価表現」（価値としての諸商品の質的同等性）のもとで「異種の諸商品に潜む異種の諸労働」が「人間労働一般」（抽象的人間労働の属性）へと還元される場合にのみ、各商品についての「価値形成労働の独自の性格」が論定される。「価値形成労働の独自の性格」とは次の論点を指す。すなわち、各商品に表された労働の価値形成性格を論定するためには、何らかの他商品に表された労働の価値形成性格を同時に論定しなければならないこと。言い換えれば、各商品に表された労働の価値形成性格はけっして単独には（他商品に表された労働の価値形成性格とは独立には）論定されえないこと。「相対的価値形態の内実」の論理の核心は、相対的価値形態に立つ商品にかんする「価値形成労働の独自の性格」である。リンネル商品（相対的価値形態）に表された労働の価値形成性格を論定するためには、上着商品（等価形態）に表された労働における価値形成性格を同時に論定しなければならない。リンネル商品に表された労働の価値形成性格は、けっして単独には（上着商品に表された労働の価値形成性格と独立には）論定されえないからである。しかし、個別商品の単純な相対的価値表現を説明するためには、さらに、個別商品に表された労働の価値形成性格を対象的形態で表現しなければならない。

2. 商品に表された労働の価値形成性格の表現様式

そこで、前項で見た「価値形成労働の独自の性格」を踏まえて、リンネル商品（相対的価値形態）に表された労働の価値形成性格を対象的形態で表現すると、両極の自然形態のあいだの対立関係（もっぱら価値の現象形態として機能する上着商品〔等価形態〕の自然形態、もっぱら使用価値として機能するリンネル商品〔相対的価値形態〕の自然形態）が導かれる。次の引用文に見られるように、リンネル商品の相対的価値表現を説明するためには、リンネル商品にかんする「価値形成労働の独自の性格」を「対象的形態」で表現しなければならない。

「しかし、リンネルの価値を構成している労働の独自の性格を表現するだけでは、十分でない。流動状態にある人間労働力、すなわち人間労働は、価値を形成するけれども、しかし価値ではない。それは、凝固状態において、対象的形態において、価値になる。リンネル価値を人間労働の凝固として表現するためには、リンネル価値は、リンネルそのものとは物的に異なると同時にリンネルと他の商品とに共通な『対象性』として表現されなければならない。この課題はすでに解決されている」（KI 65-66, 「相対的価値形態の内実」項第6パラグラフ）。

「リンネルの価値を構成している労働の独自の性格」とは、リンネル商品（相対的価値形態）にかんする「価値形成労働の独自の性格」のことであって、すでに見た次の論点を指す。リンネル商品に表された労働の価値形成性格を論定するためには、他商品（等価形態の上着商品）に表された労働の価値形成性格を同時に論定しなければならないこと。言い換えれば、リンネル商品に表された労働の価値形成性格は、けっして単独には（他商品に表された労働の価値形成性格とは独立には）論定されえないこと。したがって、リンネル商品（相対的価値形態）に表された労働の価値形成性

格を「対象的形態」で表現するためには、他商品（等価形態に立つ上着商品）に表された労働の価値形成性格を「対象的形態」で表現しなければならない。「リンネル価値を人間労働の凝固として表現する」とは、リンネル商品（相対的価値形態）に表された労働の価値形成性格を「対象的形態」あるいは「凝固状態」で表現することであるが、そのためには、他商品（等価形態に立つ上着商品）に表された労働の価値形成性格を「対象的形態」で表現しなければならない。したがって、リンネル商品（相対的価値形態）の「価値」を表現する「対象性」にかんする次の二つの条件が明らかになる。第一に、「リンネルそのものとは物的に異なる」ような「対象性」であること。すなわちリンネル商品とは異種の商品の自然形態（上着商品の自然形態）であること。第二に、「リンネルと他の商品〔上着商品〕とに共通」な「対象性」、すなわち両極の二商品の価値対象性を表現すること。リンネル商品（相対的価値形態）の「価値」を表現する「対象性」にかんする以上の二つの条件は、リンネル商品にかんする「価値形成労働の独自の性格」にもとづく。引用文の末尾で「この課題はすでに解決されている」と述べられるのも、リンネル商品にかんする「価値形成労働の独自の性格」がすでに説明されているからである。

こうして、リンネル商品（相対的価値形態）に表された労働の価値形成性格を対象的形態で表現する結果、上着商品（等価形態）の自然形態に固有な機能が明らかになる。すなわち、上着商品（等価形態）の自然形態は、リンネル商品（相対的価値形態）に表された労働の価値形成性格を表現する場合にかぎり、もっぱら価値の現象形態として機能するのである。「リンネルの価値関係のなかで、上着が、リンネルに質的に等しいものとして、同じ性質を持つ物として、通用するのは、上着が一つの価値だからである。だから、上着は、ここでは、価値がそれにおいて現れる物として、または手でつかめるその自然形態で価値を表す物として、通用する」(KI 66)。

両極の二商品の価値関係の内部では、価値対象性の側面での二商品の質的同等性が前提におかれる。「価値」としての両極の二商品の質的同等性を前提において、リンネル商品（相対的価値形態）に表された労働の価値形成性格を対象的形態で表現する場合にのみ、上着商品（等価形態）は「価値がそれにおいて現れる物」あるいは「手でつかめるその自然形態で価値を表す物」として通用するのである。なぜなら、「価値形成性格の独自の性格」により、リンネル商品（相対的価値形態）に表された労働の価値形成性格を対象的形態で把握するためには、上着商品（等価形態）に表された労働の価値形成性格を対象的形態で実証しなければならないからである。このように、相対的価値形態の商品にかんする「価値形成労働の独自の性格」を根拠として、等価形態の商品の自然形態の機能が導かれるのであって、その逆ではない。

これにたいして、リンネル商品の相対的価値表現において、当のリンネル商品の自然形態はもっぱら使用価値として機能する。この場合にリンネル商品の自然形態が価値の現象形態として機能すると仮定されるならば、リンネル商品に表された労働の価値形成性格を単独に（他商品に表された労働の価値形成性格とは独立に）論定できることになる。しかしこの帰結は、先に見た「価値形成労働の独自の性格」と両立しない。どの商品に表された労働の価値形成性格もけっして単独には（何らの他商品に表された労働の価値形成性格と独立には）論定されえないからである。このように、「価値形成労働の独自の性格」により、リンネル商品の相対的価値表現において、当のリンネル商品の自然形態が価値の現象形態として機能することはありえない。この点は個別商品だけでなく市場の全商品についても当てはまる。たとえば、二商品 A・B の価値関係のもとで、二商品 A・B の自然形態が同時に価値の現象形態として機能することはありえない。どちらか一方の商品の自然形態は（価値の現象形態としてではなく）もっぱら

使用価値として機能しなければならない。もし、二商品 A・B の自然形態が同時に価値の現象形態として機能するならば、これらの二商品に表された諸労働の価値形成性格が自己完結的に（他商品に表された労働の価値形成性格とは独立に）論定されうることになるが、この帰結は「価値形成労働の独自の性格」と両立しない。以上の論点は、価値表現における「逆の連関」（KI 63）の論理を解明するうえできわめて重要である。

以上、本節では、単純な価値形態（形態 I）における「相対的価値形態の内実」の論理を考察し、二商品 A・B の価値関係に含まれる商品 A の単純な相対的価値表現（商品 A は商品 B に値する）の根拠、すなわち商品 A に表された労働の価値形成性格の表現様式について次の点を明らかにした。

第一に、商品 A（相対的価値形態）に表された労働の価値形成性格を論定するためには、商品 B（等価形態）に表された労働の価値形成性格を同時に論定しなければならない。どの商品に表された労働の価値形成性格もけっして単独には（他商品に表された労働の価値形成性格とは独立には）論定されえないからである（相対的価値形態の商品にかんする「価値形成労働の独自の性格」）。

第二に、商品 A（相対的価値形態）に表された労働の価値形成性格を対象的形態で表現するためには、商品 B（等価形態）に表された労働の価値形成性格を対象的形態で表現しなければならない。したがって、商品 B（等価形態）の自然形態は、商品 A（相対的価値形態）に表された労働の価値形成性格を表現する場合にのみ、もっぱら価値の現象形態として機能する。これにたいして、商品 A の相対的価値表現において、当の商品 A の自然形態はもっぱら使用価値として機能する。また、二商品 A・B の価値関係のもとで、これらの二商品の自然形態が同時に価値の現象形態とし

て機能することもありえない。

次節で見るように、以上の論点は価値表現における「逆の連関」(KI 63)の論理の解明にとってきわめて重要である。

- (1) 「相対的価値形態の内実」項の第1パラグラフから第3パラグラフの解釈については、前掲拙稿「価値形態論の基本問題」の第2節を参照。
- (2) 両極の二商品の価値関係について松石勝彦氏は「価値関係においては、両商品はその使用価値が背後にかくれ、ともに価値として等置される」(「相対的価値形態の内実と労働——武田信照氏の批判にお答えして——」『一橋論叢』第112巻第6号、1994年12月、8頁)と正しく指摘される。なお、「相対的価値形態の内実」項の(KI 64-67)論理構造については同氏の前掲『資本論の解明』の第5章が詳しい。

第3節 価値表現における「逆の連関」の論理

本節では、個別商品に表された労働の価値形成性格の表現様式にもとづいて、個別商品の単純な相対的価値表現における両極(相対的価値形態・等価形態)の対立関係をより詳しく考察し、価値表現におけるいわゆる「逆の連関」(KI 63)の論理を解明する。二商品A・Bの価値関係のもとで、一方の商品Aの単純な価値表現(商品Aは商品Bに値する)がその「逆の連関」すなわち他方の商品Bの単純な価値表現(商品Bは商品Aに値する)を「含んでいる」(同)と言われる場合、一方の商品Aの価値表現と他方の商品Bの価値表現とのあいだにどのような関係があるのか、二商品A・Bの価値関係の内部で、商品Aの価値表現と商品Bの価値表現は同時に成立するか否か、価値表現における「逆の連関」にかんするこれらの問題を説明するためには、個別商品(相対的価値形態)に表された労働の価値形成性格およびその表現様式に着目しなければならない。そこ

で本節では第一に、価値表現における「逆の連関」にかんする問題の所在を確認する。第二に、個別商品に表された労働の価値形成性格の表現様式にもとづいて、個別商品の単純な相対的価値表現における両極の二商品の自然形態のあいだの対立関係を論定する。第三に、個別商品に表された労働の価値形成性格の表現様式にもとづいて、個別商品の単純な相対的価値表現における「逆の連関」の論理を解明する。

1. 価値表現における「逆の連関」をめぐる問題

『資本論』の価値形態論では、個別商品の単純な価値形態（形態 I）における「相対的価値形態の内実」（KI 64）の考察にはいる前に、価値表現における「逆の連関」について次のように指摘される。

「たしかに、20 エレのリンネル=1 着の上着 すなわち、20 エレのリンネルは1 着の上着に値する、という表現は、1 着の上着=20 エレのリンネル すなわち、1 着の上着は20 エレのリンネルに値する、という逆の関連（Rückbeziehung）を含んでいる。しかし、そうは言っても、上着の価値を相対的に表現するためには、私はやはりこの等式を逆にしなければならず、そしてそうするやいなや、上着ではなくリンネルが等価物となる。したがって、同じ商品は同じ価値表現においては同時に両方の形態で現れることはできない。この両形態は、むしろ対極的に排除しあう」（KI 63）。

第一に、リンネル商品の価値表現（リンネルは上着に値する）が「逆の連関」（上着商品の価値表現、上着はリンネルに値する）を「含んでいる」と指摘される。第二に、リンネル商品の価値表現と上着商品の価値表現とは厳密に区別される。第三に、価値表現の両極（相対的価値形態・等価形態）は「対極的に排除しあう」こと、すなわち両極の対立関係が指摘される。価値表現の両極の定義から明らかなように、「同じ商品」（リンネル商品）が「同じ価値表現」（リンネル商品の価値表現）の内部で「両方の形

態」(相対的価値形態と等価形態)に「同時に」に立つことはできない。二商品の価値関係のもとで一方のリンネル商品の価値表現と他方の上着商品の価値表現とは厳密に区別されなければならない。

しかし、二商品の価値関係の内部で一方の商品の価値表現と他方の商品の価値表現が同時に成立しうるか否かについては、以上の引用文では何も説明されていない。両極の二商品のあいだの対立関係については、続きの文章で次のように指摘される。「そこで、ある一つの商品が相対的価値形態にあるか、それと対立する等価形態にあるかは、もっぱら、価値表現におけるその商品のそのつどの位置——すなわち、その商品は、その価値が表現される商品なのか、それでもって価値が表現される商品なのか——にかかっている」(KI 64)。だが、この文章でも、「その価値が表現される商品」(相対的価値形態に立つ商品)と「それでもって価値が表現される商品」(等価形態に立つ商品)との対立関係の根拠は説明されていない。両極の対立関係の根拠となるのは、前節で見た「相対的価値形態の内実」(KI 64)の論理、すなわち個別商品に表された労働の価値形成性格およびその表現様式にはかならない。

かくて、価値表現における「逆の連関」(KI 63)について次の論点を詳しく考察しなければならない。二商品 A・B の価値関係の内部で一方の商品 A の相対的価値表現と他方の商品 B の相対的価値表現との同時成立は可能であるか否か。たしかに、「同じ商品」が「同じ価値表現」の内部で同時に両極に立ちえないことは、定義上明らかである。しかし、二商品の価値関係のもとで一方の商品の価値表現と他方の商品の価値表現の同時成立が可能であるか否かは、けっして自明な問題ではない。この問題を解明するための唯一の手がかりは、前節で見た個別商品の単純な価値表現における「相対的価値形態の内実」(KI 64)の論理、すなわち個別商品に表された労働の価値形成性格の表現様式である。結論を先取りすれば、個別商

品に表された労働の価値形成性格の表現様式に着目すると、一方の商品の相対的価値表現と他方の商品の相対的価値表現は、同時には成立せず、交互にのみ成立することがわかる。⁽¹⁾

2. 両極の二商品の自然形態のあいだの対立関係

そこで最初に、個別商品に表された労働の価値形成性格の表現様式にもとづいて、個別商品の単純な相対的価値表現における両極の対立関係を考察しよう。二商品の価値関係に含まれる一商品の単純な価値表現を考察する結果、両極の二商品の自然形態のあいだの対立関係が説明されるのであって、その逆ではない。この論点にかかわるのが「単純な価値形態の全体」項の次の記述である。

「商品 B にたいする価値関係に含まれている商品 A の価値表現を立ち入って考察してみると、この価値表現の内部では、商品 A の自然形態はただ使用価値の姿態としてのみ意義をもち、商品 B の自然形態はただ価値形態または価値姿態としてのみ意義をもつ、ということがわかった。したがって、商品のうちに包み込まれている使用価値と価値との内的対立は、一つの外的対立によって、すなわち二商品の関係によって表され、この関係のなかでは、その価値が表現されるべき一方の商品 [商品 A——相対的価値形態] は、直接にはただ使用価値としてのみ意義を持ち、これにたいしてそれで価値が表現される他方の商品 [商品 B——等価形態] は、直接にはただ交換価値としてのみ意義を持つ。したがって、一商品の単純な価値形態は、その商品に含まれている使用価値と価値との対立の単純な現象形態なのである」(KI 75, [] 内は引用者のもの)。

最初に指摘されるように、「商品 B にたいする価値関係に含まれている商品 A の価値表現」を立ち入って考察する結果、両極の二商品の自然形態のあいだの対立関係が明らかになる。商品 A の単純な相対的価値表現

の内部では、商品 A（相対的価値形態）の自然形態はもっぱら「使用価値の姿態」「使用価値」として意義を持ち、商品 B（等価形態）の自然形態はもっぱら「価値形態または価値姿態」「交換価値」として意義を持つ。このような両極の対立関係の根拠は、「相対的価値形態の内実」（KI 64）すなわち商品 A にかんする「価値形成労働の独自の性格」（KI 65）である。前節で見たように、どの商品に表された労働の価値形成性格もけっして単独には（他商品に表された労働の価値形成性格と独立には）論定されえない。それゆえ、商品 A（相対的価値形態）に表された労働の価値形成性格も、他商品（等価形態の商品 B）に表された労働の価値形成性格との質的同等性を前提とする。

相対的価値形態の商品 A にかんする以上の「価値形成労働の独自の性格」を踏まえると、二商品 A・B の価値関係に含まれる商品 A の単純な相対的価値表現は次のように説明される。商品 A（相対的価値形態）に表された労働の価値形成性格を論定するためには、商品 B（等価形態）に表された労働の価値形成性格を同時に論定しなければならない。商品 A に表された労働の価値形成性格を対象的形態で表現するためには、他方の商品 B に表された労働の価値形成性格を対象的形態で表現しなければならない。したがって、商品 A の単純な相対的価値表現の内部では、商品 B（等価形態）の自然形態はもっぱら価値の現象形態として機能し、当の商品 A（相対的価値形態）の自然形態はもっぱら使用価値として機能する。この場合に商品 A の自然形態が価値の現象形態として機能すると仮定されるならば、商品 A に表された労働の価値形成性格を単独に（他商品に表された労働の価値形成性格とは独立に）論定できることになるが、この帰結はすでに見た「価値形成労働の独自の性格」と両立しない。このように、商品 A の単純な相対的価値表現の内部では、商品 B（等価形態）の自然形態はもっぱら価値の現象形態として機能し、当の商品 A の自然

形態は（価値の現象形態としてではなく）もっぱら使用価値として機能する。その理由は、商品 A（相対的価値形態）に表された労働の価値形成性格およびその表現様式にある。ところで、商品 A に表された労働の価値形成性格は、商品 A に含まれる使用価値と価値との内的対立を前提とする。したがって、商品 A の相対的価値表現を商品 A に表された労働の価値形成性格の表現様式として把握する場合にのみ、両極の二商品の自然形態の「外的対立」（もっぱら使用価値として機能する商品 A [相対的価値形態] の自然形態、もっぱら価値の現象形態として機能する商品 B [等価形態] の自然形態）を、商品 A に含まれる「使用価値と価値の内的対立」の「単純な現象形態」として把握することができる。

以上のように、商品 A の単純な相対的価値表現における両極の対立関係は、商品 A に表された労働の価値形成性格の表現様式にもとづいて説明される。ところで、二商品 A・B の価値関係のもとでは、これらの二商品に表された諸労働が同時に価値対象性との関連におかれているから、一方の商品 A に表された労働の価値形成性格の表現様式だけでなく、他方の商品 B にかんするそれも考察しなければならない。商品 B に表された労働の価値形成性格を対象的形態で表現するためには、商品 A に表された労働の価値形成性格を対象的形態で表現しなければならない。その結果として、商品 B の単純な相対的価値表現（商品 B は商品 A に値する）における両極の対立関係が明らかになる。すなわち、商品 B（相対的価値形態）の自然形態はもっぱら使用価値として機能し、商品 A（等価形態）の自然形態はもっぱら価値の現象形態として機能する。すでに見たように、各商品に表された労働の価値形成性格に着目する場合には諸商品の使用価値の異質性は捨象されないから、商品 A に表された労働の価値形成性格の表現様式（商品 A の価値表現）と商品 B にかんするそれとは厳密に区別される。それでは、商品 A の価値表現と商品 B の価値表現は同時に成

立しうであろうか、すでに見たように、どの商品に表された労働の価値形成性格もけって単独には（他商品に表された労働の価値形成性格と独立には）論定されえない。したがって、与えられた市場の内部で、何らかの異種の商品に表された労働の価値形成性格を前提におくことができなければ、どの商品の相対的価値表現も不可能である。実際、二商品 A・B から成る市場において、これらの二商品に表された諸労働の価値形成性格を同時に对象的形態で表現することは不可能である。なぜなら、二商品 A・B から成る市場の内部で、二商品 A・B 以外の他商品に表された労働の価値形成性格を前提におくことは論理的に不可能だからである。結論を先取りすれば、二商品の価値関係の内部では、一方の商品に表された労働の価値形成性格の表現様式と、他方の商品に表された労働の価値形成性格の表現様式とは、同時には成立せず、交互にのみ成立する。この論点は、価値表現における「逆の連関」の論理の解明にとってきわめて重要である。

3. 価値表現における「逆の連関」の論理

そこで次に、個別商品に表された労働の価値形成性格の表現様式にもとづいて、個別商品の単純な相対的価値表現における「逆の連関」の論理を解明しよう。第1項で見たように、問題の核心は、二商品 A・B の価値関係のもとで、商品 A の価値表現（商品 A は商品 B に値する）と商品 B の価値表現（商品 B は商品 A に値する）とが同時に成立するか否かにある。商品 A (B) の単純な相対的価値表現の根拠となるのは、商品 A (B) に表された労働の価値形成性格およびその表現様式である。したがって、「逆の連関」の問題は、二商品 A・B の価値関係のもとで、商品 A に表された労働の価値形成性格と商品 B に表された労働の価値形成性格を同時に对象的形態で表現できるか否かという論点に帰着する。

すでに見たように、各商品に表された労働の価値形成性格は、他商品に

表された労働の価値形成性格との質的同等性を前提とする。どの商品に表された労働の価値形成性格も、けっして単独には（他商品に表された労働の価値形成性格と独立には）論定されえない。与えられた市場の内部で何らかの他商品に表された労働の価値形成性格を前提におくことができなければ、どの商品の相対的価値表現も不可能になる。したがって、二商品 A・B の価値関係の内部で、これらの二商品に表された諸労働の価値形成性格を同時に対象的形態で表現することは不可能である。なぜなら、二商品 A・B だけから成る市場において、（商品 A・商品 B 以外の）他商品に表された労働の価値形成性格を前提におくことは絶対に不可能だからである。結局、二商品 A・B の価値関係の内部では、商品 A に表された労働の価値形成性格の表現様式と、商品 B に表された労働の価値形成性格の表現様式とは、同時には成立せず、交互にのみ成立する。ところで、商品 A（B）に表された労働の価値形成性格の表現様式は、商品 A（B）の単純な相対的価値表現の根拠である。それゆえ、二商品 A・B の価値関係の内部では、これらの二商品に表された諸労働の価値形成性格を同時に対象的形態で表現しえない以上、商品 A の価値表現（商品 A は商品 B に値する）と商品 B の価値表現（商品 B は商品 A に値する）は、同時には成立せず、交互にのみ成立する。もし、二商品 A・B の価値関係の内部で、商品 A の価値表現と商品 B の価値表現とが同時に成立するならば、これらの二商品に表された諸労働の価値形成性格を同時に対象的形態で表現しなければならないが、それは不可能である。なぜなら、二商品 A・B だけから成る市場では、（商品 A・商品 B 以外の）異種の商品に表された労働の価値形成性格を前提におくことができないからである。

このように、二商品の価値関係の内部では、二商品に表された諸労働の価値形成性格の表現様式は同時には成立せず、一商品ごとに交互に成立する。したがって、二商品の価値関係の内部では、各商品の相対的価値表現

にもとづく両極の対立関係が交互に成立する。たとえば、二商品 A・B から成る市場の内部では、商品 A の相対的価値表現にかんする対立関係（もっぱら使用価値として機能する商品 A [相対的価値形態] の自然形態、もっぱら価値の現象形態として機能する商品 B [等価形態] の自然形態）と、商品 B の相対的価値表現にかんする対立関係（もっぱら使用価値として機能する商品 B [相対的価値形態] の自然形態、もっぱら価値の現象形態として機能する商品 A [等価形態] の自然形態）とが、同時にではなく、交互にのみ成立する。このように、二商品 A・B から成る市場の内部にとどまるかぎり、これらの二商品の同時的な相対的価値表現は絶対に不可能であり、商品 A の単純な価値表現と商品 B の単純な価値表現とは（同時にではなく）交互にのみ成立するのである。⁽²⁾ より一般的に言えば、市場の全商品に表された全労働を同時に対象の形態で表現することは不可能であるから、全商品が同時に相対的価値形態に立つことも、全商品の自然形態が同時に価値の現象形態として機能することも不可能である。言い換えれば、どの商品に表された労働もけっして単独には（他商品に表された労働の価値形成性格と独立には）論定されえないからこそ、その自然形態がもっぱら使用価値として機能する一方の商品（相対的価値形態）と、その自然形態がもっぱら価値の現象形態として機能する他方の商品（等価形態）との対立関係がつねに成立しなければならないのである。

以上、本節では、個別商品に表された労働の価値形成性格およびその表現様式にもとづいて、個別商品の単純な相対的価値表現における「逆の関連」(KI 63) の論理について次の点を明らかにした。すなわち、二商品 A・B の価値関係の内部で一方の商品 A の相対的価値表現がその「逆の関連」(他方の商品 B の相対的価値表現) を「含んでいる」(KI 63) とは、商品 A の相対的価値表現と商品 B の相対的価値表現とが（同時にではな

く) 交互にのみ成立することを意味する。二商品 A・B から成る市場の内
部で、商品 A・B 以外の他商品に表された労働の価値形成性格を前提にお
くことは不可能だからである。以上の論点は、次節以降で扱う価値形態の
移行の論証にとって決定的に重要である。

- (1) 使用価値にたいする商品所有者の欲望の観点から「逆の連関」の論理を否
定する見解が従来からある。単純な価値形態について宇野弘蔵氏は「リンネ
ル—Oヤールは五ポンドの茶に値するという場合は、リンネルを商品として
所有するものが、自分の欲する五ポンドの茶に対してならばリンネル—Oヤ
ールを交換してもよいという関係を表示するものであって、厳密に言えば茶
はなおリンネルと交換に提供せられていなくてもよい」(『経済原論』[著作集
第1巻] 岩波書店, 1977年, 33頁)と説明される。富塚良三氏も「元来、20
ヤールの亜麻布=1着の上衣という等式関係は、亜麻布商品の所有者が『上
衣一着とならば亜麻布20ヤールを交換してもよい』といっていることを表現
しているにすぎないのであって、それは全く亜麻布所有者にとっての私事に
すぎず、亜麻布所有者がそうしているからといって、上衣の所有者がそれ
に応じなければならないという理由は全くない」(『価値形態論と交換過程論』
『増補 恐慌論研究』未来社, 1975年所収, 244頁)と主張され、「亜麻布」
商品の相対的価値表現を「亜麻布商品の所有者」からの一方的な意志表示と
して把握されている。さらに武田信照氏も「リンネルが上衣を等価形態にお
いたからといって、それが上衣の承認なしに行われる以上、上衣がそれに制
約される必要は全くない」から「逆関係は無条件には成立しない」(前掲『価
値形態と貨幣』, 166頁)と主張され、さらに「価値表現と交換とはそれぞれ
独自の論理をもっており、相対的に自立している」(『価値形態・呪物性・交
換過程(上)』『経済論集』(愛知大学)第134号, 1994年2月, 38頁)とも
言われる。以上の諸見解のように使用価値にたいする商品所有者の欲望の観
点から価値表現の「逆関係」命題が否定されるのは、結局のところ、各商品
の相対的価値表現が厳密に諸商品の価値関係(価値としての諸商品の質的同
等性、および諸商品に表された諸労働の抽象的人間労働としての質的同等性)
を根拠として説明されていないからである。諸商品の価値関係は、各種使用

価値形態の移行について

価値にたいする商品所有者の欲望とはいっさい無関係である。宇野氏の価値形態論の検討にもとづいて下平尾勲氏が「商品価値を商品所有者の欲望から独立する商品体に客観的、即自的に付着する規定としてみとめるならば、リンネル所有者にとって上衣のリンネルにたいする等置は私事であるかいなにかかわりなく、商品価値の本性により等価形態の必然性をみとめねばならない」(『貨幣と信用』新評論, 1974年, 54頁)と指摘されるように、諸商品の価値関係に含まれる価値表現を考察するかぎりには、「商品所有者の欲望」を介在させることなく、厳密に「商品価値の本性」にもとづいて各商品の相対的価値表現を説明しなければならない。花田功一氏が「価値形態論では商品の分析がおこなわれている」ことに着目して指摘されるように、価値形態論では「存在するのは商品のみであって、商品所有者は視野の外にある」(『価値形態論』種瀬茂編著『資本論の研究』青木書店, 1986年, 51頁, 所収)のである。より一般的には、松石勝彦氏が正しく指摘されるように、「価値表現・交換価値・価値形態とは交換における価値の必然的な現象様式・現象形態であり、交換をその内に含む概念であり、交換ぬきには成立しない」(前掲『資本論の解明』195頁)のである。

- (2) 頭川博氏は「A商品=B商品という価値等式とその逆関係たるB商品=A商品という価値等式とが同時成立することは絶対にありえない」(『価値形態と交換過程——商品と貨幣とへの商品の二重化——』『金融経済』第182号, 1980年6月, 62頁)と主張され、その根拠を次のように説明される。「A=Bが成り立っている際、ここではBがAに対して価値そのものを表わす貨幣の即自態であるということは周知の事柄であるが、そうすると、BはA=BにおいてAに対して直接的交換可能性の形態にある定在としては改めてその価値をAの使用価値で相対的に表わさねばならない必要性が全然存在せず、従って、A=Bという一方通行的な価値表現が成り立っているとすれば、B=Aという逆関係の価値表現はもともと成り立つ余地が客観的に存在しないからである」(同, 62-63頁)。「A=B」と「B=A」との同時成立が「ありえない」という氏の論点には同意できる。ただし、二商品A・Bの価値関係の内部で「A=B」と「B=A」の同時成立が不可能であることを証明するためには、等価形態に立つ各商品を「貨幣の即自態」と把握するだけでなく、各商品に表された労働の価値形成性格およびその表現様式にも着目する必要がある。

ると思われる。

第4節 単純な価値形態（形態Ⅰ）から全体的価値形態（形態Ⅱ）への移行

第2節・第3節で見たように、個別商品の単純な相対的価値表現の根拠および価値表現における「逆の連関」の論理を説明するためには、個別商品に表された労働の価値形成性格およびその表現様式に着目しなければならない。実は、本節で見ると、個別商品に表された労働の価値形成性格の表現様式をより立ち入って検討することにより、単純な価値形態（形態Ⅰ）の欠陥および形態Ⅰから全体的価値形態（形態Ⅱ）への移行の必然性も論定されるのである。本節では新たに次の論点が導入される。すなわち、個別商品の相対的価値表現（個別商品に表された労働の価値形成性格の表現様式）の根拠となる価値関係は、二商品の価値関係に限定される必要はなく、一般には市場の全商品の価値関係でなければならないことがある。以下では、価値関係の拡張（任意の二商品の価値関係から市場の全商品の価値関係へ）という契機を個別商品の相対的価値表現に導入して、形態Ⅰから形態Ⅱへの移行の必然性、形態Ⅱの固有な意義を明らかにする。

1. 単純な価値形態（形態Ⅰ）から全体的価値形態（形態Ⅱ）への移行の必然性

最初に、単純な価値形態（形態Ⅰ）の欠陥とは何かを考察しよう。個別商品の単純な相対的価値表現（商品Aは商品Bに値する）の欠陥について、「単純な価値形態の全体」項では次のように指摘される。

「ある一つの商品Bでの表現は、商品Aの価値をただ商品A自身の使

用価値から区別するだけであり、それゆえまた、商品 A を、それ自身とは異なる何らかの個別的な商品種類にたいする交換関係におくだけであり、商品 A の他のすべての商品との質的同等性および量的比例関係を表すものではない。一商品の単純な相対的価値形態には、他の一商品の個別的な等価形態が対応する。こうして上着は、リンネルの相対的価値表現のなかでは、リンネルというこの個別的な商品種類との関連で等価形態または直接的交換可能性の形態をとるにすぎない」(KI 76)。

見られるように、商品 A の単純な相対的価値表現では、商品 A が他の「個別的な商品種類」(商品 B) との「交換関係」におかれるにすぎず、「商品 A の他のすべての商品との質的同等性および量的比例関係」が前提におかれていない。ここで、商品 A と他のすべての商品との「質的同等性」とは、市場の全商品にかんする価値としての質的同等性のことである。かくて、単純な価値形態(形態 I) の欠陥とは、個別商品の相対的価値表現の根拠となる価値関係が、任意の二商品の価値関係に限定され、市場の全商品の価値関係が前提におかれていない点にある。個別商品の「単純な相対的価値形態」の欠陥は等価形態に反映する。リンネル商品の単純な相対的価値表現では、上着商品(等価形態)が、リンネル商品以外の他のすべての商品との関連ではなく、「個別的な商品種類」(リンネル商品)との関連で「等価形態または直接的交換可能性の形態」をとるにすぎない。市場の全商品の価値関係が前提におかれるならば、個別商品の相対的価値表現において他のすべての商品が等価形態に立つことになる。

このように、個別商品の相対的価値表現を個別商品に表された労働の価値形成性格の表現様式と把握する場合には、市場の全商品の価値関係を前提におかなければならないのである。第 2 節で見たように、価値としての諸商品の質的同等性を前提におく場合にのみ、異種の諸商品に表された諸労働を同時に価値対象性との関連で考察し、各商品に表された労働の価値

形成性格を論定することができる。各商品に表された労働の価値形成性格はけっして単独には（他商品に表された労働の価値形成性格と独立には）論定されえない。商品 A（相対的価値形態）に表された労働の価値形成性格も、何らかの他商品に表された労働の価値形成性格と独立には、けっして論定されえない。ところで、各商品に表された労働の価値形成性格の前提となる価値関係（価値としての諸商品の質的同等性、および諸商品に表された諸労働にかんする抽象的人間労働の側面での質的同等性）は、二商品の価値関係に限定されてはならず、与えられた市場の全商品の価値関係でなければならない。そもそも、抽象的人間労働の凝固としての価値対象性は、各種使用価値の異質性とも、商品種類の選択にかんする偶然性ともいっさい無関係だからである。実際、商品種類の選択の余地がなくなるのは、与えられた市場の全商品の価値関係が前提におかれる場合だけである。かくて、個別商品の相対的価値表現を個別商品に表された労働の価値形成性格の表現様式と把握する場合にのみ、二商品の価値関係にもとづく単純な価値形態（形態 I）の欠陥、および市場の全商品の価値関係にもとづく全体的価値形態（形態 II）の必然性が論定される。なぜなら、個別商品の相対的価値表現を厳密に価値関係にもとづいて説明する場合には、商品種類の選択にかんする偶然性を除去しなければならないからである。これにたいして、個別商品の相対的価値表現を個別商品に表された労働の価値形成労働の表現様式として把握しない場合には、形態 I の欠陥も形態 II の必然性もけっして論定されない。なぜなら、個別商品の相対的価値表現を厳密に価値関係にもとづいて説明しない場合には、その時々の商品交換者の欲望におうじた商品種類を選択すればよく、市場の全商品の交換関係を前提におく必要はないからである。

このように、個別商品 A の相対的価値表現の根拠となる価値関係は、商品 A と他の個別商品との価値関係とに限定されず、商品 A を含む市場

の全商品の価値関係でなければならないからこそ、単純な価値形態（形態 I）から全体的価値形態（形態 II）への移行が必要とされるのである。前掲引用文に続く文章でも、諸商品の価値関係にもとづいて形態 I から形態 II への移行が説明されている。

「とはいえ、個別的な価値形態は、おのずから、それよりも完全な一形態に移行する。たしかに、個別的な価値形態の媒介によって、一商品 A の価値は別の種類のただ一つの商品によって表現されるだけである。しかし、この第二の商品がどのような種類のものであるか、上着か、鉄か、小麦などかどうかということは、まったくどうでもよいことである。したがって、商品 A が他のあれこれの商品種類にたいして価値関係にはいるのにしたがって、同一の商品のさまざまな単純な価値表現が生じる。商品 A の可能な価値表現の数は、商品 A と異なる商品種類の数によって制限されているだけである。だから、商品 A の個別的価値表現は、商品 A のさまざまな単純な価値表現の絶えず延長可能な列に転化する」（KI 76）。

見られるように、商品 A との価値関係にはいる商品種類の選択は商品 A の相対的価値表現にとって「まったくどうでもよい」ことが最初に確認される。そのうえで、商品 A が他のすべての商品との「価値関係」にはいる結果、商品 A の「さまざまな単純な価値表現」が生じると説明されている。個別商品 A の相対的価値表現の前提となる価値関係は、商品 A と他の個別商品との価値関係に限定されず、商品 A を含む市場の全商品の価値関係でなければならない。二商品の価値関係のかわりに市場の全商品の価値関係を前提におくと、個別商品 A の「個別的価値表現」は「絶えず延長可能な列」（全体的価値表現）へと転化し、個別商品 A にかんする全体的価値形態（形態 II）が得られる。

2. 全体的価値形態（形態II）での「相対的価値形態の内実」

全体的価値形態（形態II）では、市場の全商品の価値関係のもとで個別商品に表された労働の価値形成性格が対象の形態で表現され、等価形態の商品種類の選択に左右されずに個別商品（相対的価値形態）の価値性格が対象の形態で表現される。「展開された相対的価値形態」項（KI 77-78）冒頭の文章はこの点にかかわる。

「ある一つの商品、たとえばリンネルの価値は、いまや商品世界の無数の他の要素で表現されている。他の商品体はどれもリンネル価値の鏡となる。こうして、この価値そのものが、はじめて真に、区別のない人間的労働の凝固体として現れる。というのは、この価値〔リンネル商品の価値——引用者〕を形成する労働は、他のどの人間的労働とも——それがどのような自然形態をとってしようとも、それゆえまた、それが上着、または小麦、または鉄、または金などのどれに対象化されていようとも——等しい妥当性をもつ労働として、いまやはっきりと表されている。だから、いまや、リンネルはその価値形態によって、もはや単にある個別的な他の商品種類にたいしてだけでなく、商品世界にたいして社会的関係に立っている。商品としては、リンネルはこの商品世界の一市民である。それと同時に、商品価値の諸表現の無限の列のうちには、商品価値はそれが現れる使用価値の特殊な形態には無関心であるということが示されている」（KI 77）。

最初に指摘されるように、全体的価値形態（形態II）では、「商品世界の無数の他の要素」（たとえばリンネル商品以外の他のすべての商品）の自然形態が「リンネル価値の鏡」（価値の現象形態）として意義をもち、同じ個別商品にかんする多数の相対的価値表現が成立している。個別商品にかんする多数の相対的価値表現の根拠となるのが、個別商品に表された

労働の価値形成性格の表現様式（市場の全商品の価値関係のもとでの）であり、これは形態Ⅱでの「相対的価値形態の内実」（KI 64）に相当する。市場の全商品の価値関係のもとでは、リンネル商品（相対的価値形態）に表された労働の価値形成性格は、他のすべての商品に表された諸労働の価値形成性格との質的同等性（「他のどの人間的労働」とも「等しい妥当性をもつ労働」であること）を前提とする。なぜなら、どの商品に表された労働の価値形成性格もけっして単独には（他商品に表された労働の価値形成性格と独立には）論定されえないからである。かくて、市場の商品の価値関係を前提とする全体的価値形態（形態Ⅱ）では、リンネル商品（相対的価値形態）に表された労働の価値形成性格を対象的形態で表現する結果、リンネル商品にかんする多数の相対的価値表現が成立し、等価形態の商品種類の選択にはいっさい左右されずにリンネル商品の価値性格が对象的形態で表現されている⁽²⁾。言い換えれば、個別商品の相対的価値表現の「無限の列」をつうじて、「商品価値はそれが現れる使用価値の特殊な形態には無関心である」ことが表現されている。

3. 商品所有者の欲望に左右されない個別商品の相対的価値表現

形態Ⅱでの「相対的価値形態の内実」（市場の全商品の価値関係のもとでの、個別商品に表された労働の価値形成性格の表現様式）を踏まえると、形態Ⅱに固有な意義が浮かび上がる。すなわち、形態Ⅱでは、同じ個別商品にかんする多数の相対的価値表現をつうじて、各種使用価値にたいする商品所有者たちの欲望とはいっさい無関係に個別商品の価値性格が論定される。この点にかかわるのが次の文章である。

「20 エレのリンネル=1 着の上着という第一の形態においては、これらの二つの商品が一定の量的比率において交換されうるものだという事は、偶然的な事実でありうる。これにたいして、第二の形態においては、偶然

的な現象とは本質的に区別され、それを規定する一つの背景が、ただちに透けて見えてくる。リンネルの価値は、上着、またはコーヒー、または鉄など、きわめてさまざまな所有者のものである無数の異なった商品で表されても、同じ大きさであることに変わりはない。二人の個別的な商品所有者の偶然的な関係はなくなる。交換が商品の価値の大きさを規制するのではなく、逆に、商品の価値の大きさが商品の交換比率を規制するということが明白になる」(KI 78)。

最初に指摘されるように、個別商品の単純な相対的価値表現では、両極の二商品の交換関係にかんする「偶然的な事実」が除去されていない。その理由は、単純な価値形態(形態Ⅰ)の前提となる価値関係の性格にある。個別商品の単純な相対的価値表現(「リンネル商品は上着商品に値する」)は、リンネル商品と他の個別商品との価値関係を前提とするので、等価形態の商品種類の選択にかんする偶然性に左右される。たとえば、「上着」ではなく「金」が等価形態に立つ可能性もある。これにたいして、全体的価値形態(形態Ⅱ)では、個別商品の相対的価値表現が市場の全商品の価値関係を前提としているので、等価形態(特殊的等価形態)には他のすべての商品が立ち、等価形態の商品種類の選択の余地はまったくない。形態Ⅱで明らかになる「偶然的な現象とは本質的に区別され、それを規定する一つの背景」とは、同じ個別商品にかんする多数の相対的価値表現の根拠となる市場の全商品の価値関係のことである。市場の全商品の価値関係(価値としての全商品の質的同等性、および全商品に表された全労働にかんする抽象的人間労働としての質的同等性)は、各種使用価値にたいする商品所有者たちの欲望とはいっさい無関係である。要するに、形態Ⅱでは、同じ個別商品にかんする多数の相対的価値表現をつうじて、各種商品と各商品所有者のあいだの「偶然的な関係」(各種使用価値にたいする商品所有者たちの欲望)にいっさい左右されずに、個別商品の価値性格が論

定されるのである。引用文の末尾で「交換が商品の価値の大きさを規制するのではなく、逆に、商品の価値の大きさが商品の交換比率を規制する」と指摘されるのも、同じ個別商品にかんする「展開された相対的価値形態」(KI 77) が市場の全商品の価値関係を前提としているからである。

以上、本節では、個別商品の相対的価値表現を個別商品に表された労働の価値形成性格の表現様式と把握したうえで、単純な価値形態(形態 I) から全体的価値形態(形態 II) への移行の必然性、および形態 II の意義について次の点を明らかにした。

第一に、個別商品 A の相対的価値表現(個別商品に表された労働の価値形成性格の表現様式) の前提となる価値関係は、二商品(商品 A と他の個別商品) の価値関係に限定されてはならず、市場の全商品(商品 A と他のすべての商品) の価値関係でなければならないからこそ、形態 I から形態 II への移行が必要とされる。言い換えれば、形態 I から形態 II への移行の必然性は、個別商品の相対的価値表現の根拠となる価値関係の性格から説明される。

第二に、形態 II では、市場の全商品の価値関係のもとで個別商品(相対的価値形態) に表された労働の価値形成性格が対象的形態で表現される結果、この個別商品の価値性格が等価形態の商品種類の選択とはまったく無関係であることが論定される。

第三に、市場の全商品の価値関係を前提とする形態 II では、同じ個別商品の多数の相対的価値表現をつうじて、各種使用価値にたいする商品所有者たちの欲望にはいっさい左右されずに、個別商品の価値性格が論定されている。

以上の論点は、単純な価値形態(形態 I) との対比で見た全体的価値形態(形態 II) の積極的な意義である。しかし、同じ個別商品にかんする多

数の相対的価値表現（同じ個別商品に表された労働の価値形成性格の多様な表現様式）をより詳しく考察すると、形態Ⅱの欠陥も明らかになる。そこで次節では、相対的価値形態の発展の観点から、全体的価値形態（形態Ⅱ）から一般的価値形態（形態Ⅲ）への移行の必然性、および形態Ⅲの意義を明らかにする。

- (1) 単純な価値形態（形態Ⅰ）から全体的価値形態（形態Ⅱ）への移行に関連して吉田紘氏は次のように指摘される。「形態Ⅱは、たとえばリンネル商品の交換関係の拡大を表現しており、その価値規定の根拠づけは、より確実なものに移行している。すなわち、形態Ⅰと比較して、リンネル価値の実体をなす抽象的人間労働の抽象度が高くなっている」（『商品範疇と貨幣生成の論理』梓出版社、1988年、60頁）。形態Ⅰから形態Ⅱへの移行にともなう価値関係の拡張（任意の二商品の価値関係から市場の全商品の価値関係へ）を論定するうえで、個別商品を取り巻く「交換関係の拡大」および「抽象的人間労働の抽象度」の高度化という氏の論点はきわめて重要である。
- (2) 宮沢俊郎氏は「価値形態」を「私的労働が社会的労働へと『転化』する場」（『価値と資本概念形成』青木書店、1993年、56頁）と把握されたうえで、全体的価値形態（形態Ⅱ）の意義について「社会的労働のその社会性が、第二形態に至ってはじめて、商品世界全体を貫く社会性であることが明らかになる」（同、61頁）と指摘される。形態Ⅰから形態Ⅱへの移行の必然性の論証にとって氏の「社会的労働」の観点はきわめて重要である。

第5節 全体的価値形態（形態Ⅱ）から一般的価値形態（形態Ⅲ）への移行

前節で見たように、全体的価値形態（形態Ⅱ）は同じ個別商品にかんする多数の相対的価値表現（すなわち個別商品に表された労働の価値形成性格の多様な表現様式）から構成される。したがって、形態Ⅱの欠陥およ

び形態Ⅱから形態Ⅲへの移行の必然性を論定するためには、同じ個別商品にかんする多数の相対的価値表現の構造について立ち入って考察しなければならない。たしかに、市場の全商品の価値関係を前提において個別商品に表された労働の価値形成性格を対象的形態で表現すると、個別商品にかんする多数の相対的価値表現が成立する。しかしこの場合、後に見るように、同じ個別商品にかんする一方の相対的価値表現は他方の相対的価値表現と互いに独立で無関係である。言い換えれば、形態Ⅱは同じ商品にかんする多数の相対的価値表現の同時成立の必然性を含んでいない。それゆえ、市場の全商品の価値関係（価値としての全商品の質的同等性、および全商品に表された全労働にかんする抽象的人間労働としての質的同等性）が形態Ⅱをつうじて確認される保証はないのである。形態Ⅱのこの欠陥を克服するのが、（一般的等価物を除く）他のすべての商品の相対的価値表現の同時成立を条件とする一般的価値形態（形態Ⅲ）である。形態Ⅲは多数商品の相対的価値表現の同時成立の必然性を含んでおり、形態Ⅲをつうじて市場の全商品の価値関係が確認される。

そこで本節では、第一に、同じ個別商品にかんする多数の相対的価値表現の構造を立ち入って検討し、全体的価値形態（形態Ⅱ）の欠陥を明らかにする。第二に、第3節で見た価値表現における「逆の連関」の論理にもとづいて、形態Ⅱから一般的価値形態（形態Ⅲ）への移行の論理を明らかにする。第三に、一般的価値形態（形態Ⅲ）は多数商品の相対的価値表現の同時成立を条件としており、形態Ⅲをつうじて市場の全商品の価値関係が確認されることを明らかにする。第四に、初版『資本論』の「形態Ⅳ」の理論的意義について考察する。

1. 全体的価値形態（形態Ⅱ）の欠陥

形態Ⅱの欠陥を解明するための鍵は、同じ個別商品にかんする多数の

相対的価値表現のなかにある。「全体的な、または展開された価値形態の欠陥」(KI 78) 項でも、形態 II における相対的価値形態の欠陥が最初に指摘される。

「第一に、商品の相対的価値表現は未完成である。なぜなら、その表示の列が完結しないからである。一つの価値等式が他の価値等式とつくる連鎖は、新しい価値表現の材料を提供する新種の商品が登場するたびに、それによって絶えず延長されうるものである。第二に、この連鎖は、ばらばらな、さまざまな種類の価値表現の雑多な寄木細工 (eine bunte Mosaik) をなしている。最後に——当然そうならざるをえないのだが——どの商品の相対的価値もこの展開された形態で表現されるとすれば、どの商品の相対的価値形態も、他のどの商品の相対的価値形態とも異なる価値表現の無限の一系列である」(KI 78)。

第一に、形態 II では個別商品の「相対的価値表現」が「未完成」である。個別商品の相対的価値表現のための「価値等式」の「連鎖」が、商品種類の増加におうじて無限に延長されるからである。第二に、これらの価値等式の「連鎖」が同じ個別商品の多数の相対的価値表現の「寄木細工」になっていると指摘される。ただし、「寄木細工」の意味を明らかにするためには、同じ個別商品にかんする一方の相対的価値表現と他方の相対的価値表現との関連を調べなければならない。第三の欠陥とは、一方の商品にかんする「価値表現の無限の一系列」(多数の相対的価値表現) は、定義上、他方の商品にかんする多数の相対的価値表現とは「異なる」という点である。

形態 II の相対的価値形態にかんする「欠陥」の含意を明らかにするためには、同じ個別商品にかんする多数の相対的価値表現(市場の全商品の価値関係のもとでの、個別商品に表された労働の価値形成性格の多様な表現様式)の構造を立ち入って考察しなければならない。この観点に立つと、

形態Ⅱにかんする三つの「欠陥」についてさらに次の点を指摘することができる。

第一に、個別商品の相対的価値表現が「価値等式」の無限の「連鎖」を必要とするのは、全体的価値形態（形態Ⅱ）が同じ個別商品の多数の相対的価値表現から構成されているからである。形態Ⅱで「相対的価値形態の内実」（KI 64）に相当するものは、個別商品に表された労働の価値形成性格の多様な表現様式である。たとえば、市場の全商品の価値関係のもとでは、個別商品 A に表された労働の価値形成性格は、（商品 A を除く）他のすべての商品に表された諸労働の価値形成性格を前提とする。したがって、市場の全商品の価値関係のもとで個別商品 A に表された労働の価値形成性格を対象的形態で表現する結果、商品 A 以外の他のすべての商品の自然形態はもっぱら価値の現象形態として機能し、当の商品 A の自然形態はもっぱら使用価値として機能する。個別商品 A（相対的価値形態）と自然形態と他のすべての商品（特殊的等価形態）の自然形態との対立関係が、「価値等式」の無限の「連鎖」の基礎上に成立している。

形態Ⅱの第二の「欠陥」すなわち形態Ⅱの相対的価値形態の「寄木細工」のような性格とは、同じ個別商品にかんする各々の相対的価値表現が互いに独立で無関係であることを意味する。この点を説明するために、三商品（商品 A・商品 B・商品 C）から成る市場を想定し、商品 A にかんする全体的価値形態（商品 A は商品 B または商品 C に値する）を考えよう。この場合、形態Ⅱは同じ商品 A にかんする二つの相対的価値表現「 $A=B$ 」（商品 A は商品 B に値する）と「 $A=C$ 」（商品 A は商品 C に値する）から成る。商品 A の一方の相対的価値表現「 $A=B$ 」の根拠となるのは、商品 A と商品 B のあいだの価値関係（これらの二商品にかんする価値としての質的同等性、およびこれらの二商品に表された諸労働にかんする抽象的人間労働としての質的同等性）である。商品 A・商品 B の価

値関係の内部では、商品 A（相対的価値形態）に表された労働の価値形成性格を対象的形態で表現する結果、商品 B（等価形態）の自然形態がもっぱら価値の現象形態として機能し、当の商品 A の自然形態はもっぱら使用価値として機能することがわかる。商品 A の一方の相対的価値表現「 $A=B$ 」の根拠を説明するためには、商品 A・商品 B の価値関係を前提におきさえすればよく、商品 A・商品 C の価値関係（商品 A の他方の相対的価値表現「 $A=C$ 」の根拠）を前提におく必要はない。また、商品 A の相対的価値表現「 $A=C$ 」の根拠を説明するためには、商品 A・商品 C の価値関係を前提におきさえすればよく、商品 A・商品 B の価値関係（相対的価値表現「 $A=B$ 」の根拠）を前提におく必要はない。たしかに、市場の全商品（商品 A・商品 B・商品 C）の価値関係を前提において、商品 A に表された労働の価値形成性格を対象的形態で表現すると、同じ商品 A にかんする二つの相対的価値表現「 $A=B$ 」「 $A=C$ 」が同時に導き出される。しかし、同じ商品 A にかんする二つの相対的価値表現どうしは互いに独立で無関係なのである。なぜなら、すでに見たように、商品 A の一方の相対的価値表現「 $A=B$ 」は、同じ商品 A の他方の相対的価値表現「 $A=C$ 」とは独立に説明されうるからである。言い換えれば、商品 A の一方の相対的価値表現「 $A=B$ 」の成立にとって、同じ商品の他方の相対的価値表現「 $A=C$ 」の成立は必須条件ではない。たとえば、「 $A=C$ 」が成立しなくても、「 $A=B$ 」だけが成立することは可能である。このように、全体的価値形態（形態 II）は同じ個別商品にかんする多数の相対的価値表現から成るが、これらの相対的価値表現どうしは互いに独立で無関係である。この意味で、全体的価値形態（形態 II）は、同じ個別商品にかんする多数商品の相対的価値表現の同時成立の必然性を含まないのである。形態 II の相対的価値形態の「寄木細工」のような性格とは、同じ個別商品にかんする多数の相対的価値表現どうしが、相互前提関係にはなく、互

いに独立で無関係なことを意味する。同じ個別商品にかんする多数の相対的価値表現どうしが互いに独立であるのは、形態Ⅱでは、市場の全商品の価値関係が前提におかれるにもかかわらず、(多数商品ではなく)個別商品の相対的価値表現(個別商品に表された労働の価値形成性格の表現様式)が成立するにすぎないからである。もし、市場の全商品の価値関係が前提におかれ、かつ、(個別商品ではなく)多数商品に表された労働の価値形成性格が同時に对象的形態で表現されるならば、これらの多数商品の相対的価値表現が同時に成立しなければならない。後に見るように、(一般的等価物を除く)多数商品の相対的価値表現の同時成立を条件とするのが一般的価値形態(形態Ⅲ)である。多数商品が(特殊的)等価形態に立つ形態Ⅱは、同じ個別商品の多数の相対的価値表現の同時成立の必然性を含まない。これにたいして、多数商品が相対的価値形態に立つ形態Ⅲは、多数商品の相対的価値表現の同時成立の必然性を含む。多数商品が相対的価値形態に立つか、等価形態に立つかによって、価値形態の構造はまったく異なる。形態Ⅱと形態Ⅲの構造上の相違については後に詳論する。

形態Ⅱの第三の「欠陥」とは、一方の商品にかんする「価値表現の無限の一系列」は他方にかんする商品の「価値表現の無限の一系列」と「異なる」ことである。第三の欠陥もまた、個別商品に表された労働の価値形成性格の多様な表現様式に起因している。商品 A にかんする多数の相対的価値表現は、商品 A 以外の他のすべての商品に表された諸労働の価値形成性格を前提とする。商品 B にかんする多数の相対的価値表現は、商品 B 以外の他のすべての商品に表された諸労働の価値形成性格を前提とする。第 2 節で見たように、諸商品の価値対象性(抽象的人間労働の凝固としての)を考察する場合には諸商品の使用価値の相違を捨象しなければならないが、各商品に表された労働の価値形成性格を考察する場合には使

用価値の異質性を捨象することはできない。商品の二要因（使用価値と価値）を前提におくかぎり、各商品に表された労働は使用価値と価値の両方との関連を同時に持つからである。したがって、商品 A 以外の他のすべての商品に表された労働の価値形成性格は、商品 B 以外の他のすべての商品に表された労働の価値形成性格とは互いに区別され、一方の商品 A にかんする多数の相対的価値表現と他方の商品 B にかんするそれとは互いに異なる根拠にもとづくことがわかる。

全体的価値形態（形態 II）の第三の「欠陥」との関連で指摘しなければならないのは、市場の全商品にかんする全体的価値形態（形態 II）の同時成立は不可能であることである。その理由もまた、各商品に表された労働の価値形成性格およびその表現様式にある。三商品（商品 A・商品 B・商品 C）から成る市場を想定すると、市場の全商品にかんする形態 II の同時成立とは、①商品 A の全体的価値表現（商品 A は商品 B または商品 C に値する）・②商品 B の全体的価値表現（商品 B は商品 A または商品 C に値する）・③商品 C の全体的価値表現（商品 C は商品 A または商品 B に値する）の同時成立のことである。もし、相対的価値表現①・②・③が同時に成立するならば、市場の全商品（A・B・C）が同時に相対的価値形態に立つことになり、全商品に表された全労働の価値形成性格を同時に対象的形態で表現することになろう。しかし、市場の全商品に表された全労働の価値形成性格を同時に対象的形態で表現することは、すでに見た「価値形成労働の独自の性格」（KI 64）によって、絶対に不可能である。どの商品に表された労働の価値形成性格も、何らかの異種の商品に表された労働の価値形成性格との質的同等性を前提とする。つまり、どの商品に表された労働の価値形成性格も、けっして単独には（他商品に表された労働の価値形成性格と独立には）論定されえない。異種の商品に表された労働の価値形成性格を前提におかなければ、（個別商品か複数商品の集合か

価値形態の移行について

を問わず) どの商品に表された労働の価値形成性格もけっして論定されえない。三商品 A・B・C に表された諸労働の価値形成性格を同時に論定するためには、(商品 A・B・C のいずれとも異なる) 異種の商品 (たとえば商品 D) に表された労働の価値形成性格を前提におかなければならない。しかし、三商品 A・B・C だけから成る市場の内部では、これらの三商品とは異なる商品に表された労働の価値形成性格を前提におくことはできない。したがって、三商品 A・B・C から成る市場の内部では、これらの三商品に表された諸労働の価値形成性格を同時に対象的形態で表現することは不可能であり、三商品 A・B・C にかんする全体的価値形態 (形態 II) の同時成立も不可能である。多数商品 (相対的価値形態) に表された諸労働の価値形成性格を同時に対象的形態で表現するためには、与えられた市場の内部で、(これらの多数商品のいずれとも区別される) 異種の商品に表された労働の価値形成性格を前提におかなければならない。だからこそ、全体的価値形態 (形態 II) から一般的価値形態 (形態 III) への移行が必要とされるのである。

以上に見た全体的価値形態 (形態 II) の相対的価値形態の欠陥は、形態 II の特殊的等価形態の欠陥に反映する。特殊的等価形態の欠陥にかんする次の記述を検討しよう。

「展開された相対的価値形態の欠陥は、それに対応する等価形態に反映する。ここでは、各個の商品種類の自然形態が、無数の他の特殊的等価形態とならぶ一つの特殊的等価形態であるから、およそ実存しているのは、ただ、互いに排除しあう制限された諸等価形態にすぎない。同じように、どの特殊の商品等価物に含まれている特定の具体的有用的労働種類も、ただ、人間的労働の特殊的な、したがって尽きるところのない現象形態にすぎない。たしかに、人間的労働は、その完全な、または全体的な現象形態を、あの特殊的現象形態の総範囲のうちにもってはいる。しかし、その場

合でも、人間の労働は、統一的現象形態をもっていない」(KI 78-79)。

最初に指摘されるように、「展開された相対的価値形態の欠陥」が「それに対応する等価形態」(特殊的等価形態)に反映するのであって、その逆ではない。たとえば、個別商品 A にかんする多数の相対的価値表現の欠陥が、(商品 A を除く) 無数の他商品から成る特殊的等価形態へと反映される。相対的価値形態の欠陥(個別商品の相対的価値表現が「未完成」)は明らかに、特殊的等価形態に立つ無数の商品種類に反映されている。形態 II の相対的価値形態の欠陥のうち「第二」「第三」の反映形態については、やや立ち入った説明が必要である。

形態 II の相対的価値形態の第二の欠陥(「寄木細工」のような性格)とは、要するに、同じ個別商品にかんする多数の相対的価値表現どうしが互いに独立で無関係なことである。たとえば、三商品 A・B・C から成る市場において、個別商品 A の全体的価値形態(商品 A は商品 B または商品 C に値する)を考えよう。この場合、同じ商品 A の一方の相対的価値表現「A=B」(商品 A は商品 B に値する)と他方の相対的価値表現「A=C」(商品 A は商品 C に値する)は互いに独立で無関係である。なぜなら、一方の相対的価値表現「A=B」を説明するさいに、商品 A・商品 C の価値関係(他方の相対的価値表現「A=C」の根拠)を前提におく必要はないからである。同じ商品にかんする多数の相対的価値表現のあいだの相互独立性は、「互いに排除しあう制限された諸等価形態」という形で特殊的等価形態に反映される。われわれの事例では商品 B・商品 C が特殊的等価形態に立つが、特殊的等価物としての商品 B の機能と、特殊的等価物としての商品 C の機能とは互いに独立で無関係である。なぜなら、価値の現象形態として的一方の特殊的等価物(商品 B)の自然形態の機能を説明するためには、相対的価値形態の商品 A とこの特殊的等価物(商品 B)との価値関係(「A=B」の根拠)を前提におきさえすればよく、相対的価

価値形態の商品 A と他方の特殊的等価物（商品 C）との価値関係を前提におく必要はないからである。このように、形態 II の特殊的等価形態の欠陥としてあげられる「互いに排除しあう制限された諸等価形態」とは、同じ個別商品にかんする多数の相対的価値表現において、特殊的等価物としての多数商品の機能どうしが互いに独立で無関係であることを指す。

形態 II の相対的価値形態の第三の欠陥とは、相異なる諸商品にかんする「価値表現の無限の一系列」は定義上「異なる」ことである。ただし、この第三の欠陥との関連で見たように、市場の全商品にかんする全体的価値形態（形態 II）の同時成立は不可能である。もし、市場の全商品にかんする形態 II が同時に成立するならば、全商品に表された全労働の価値形成性格を同時に対象的形態で表現しなければならないが、それは論理的に不可能である。このように、各商品に表された労働の価値形成性格およびその表現様式の観点から言って、相異なる複数商品にかんする全体的価値形態（形態 II）の同時成立は論理的に不可能である。複数商品にかんする形態 II の同時成立は不可能である以上、一方の商品にかんする形態 II における特殊的等価物の集合と、他方の商品にかんする形態 II における特殊的等価物の集合との不一致を指摘することは、まったく無意味である。それゆえ、「互いに排除しあう制限された諸等価形態」を、一方の商品にかんする形態 II での特殊的等価物の集合と、他方の商品にかんする形態 II での特殊的等価物の集合との不一致と解釈することはできない。

形態 II の相対的価値形態の欠陥から導かれる特殊的等価形態の欠陥を、特殊的等価形態の各商品に表された労働の観点から把握することもできる。たとえば、個別商品 A の全体的価値形態（商品 A は商品 B または商品 C に値する）の欠陥は次のようである。すなわち、特殊的等価物（商品 B・商品 C）の自然形態に表された労働（各種の具体的有用労働）は、抽象的人間労働の「特殊的な、したがって尽きるところのない現象形態」でしか

ない。なぜなら、一方の特殊的等価物（商品 B）の自然形態に表された労働（具体的有用労働 B）の（抽象的人間労働の現象形態としての）機能を説明する場合、この商品 B と商品 A との価値関係を前提におきさえすればよく、他方の特殊的等価物（商品 C）と商品 A との価値関係を前提におく必要はないからである。かくて、形態 II では、多数商品（特殊的等価形態）の自然形態に表された多数の具体的有用労働の（抽象的人間労働の現象形態としての）機能は、互いに独立で無関係なのである。形態 II において抽象的人間労働が「統一的現象形態」を持たないのは、そのためである。

全体的価値形態（形態 II）の欠陥を克服するためには、市場の全商品の価値関係の内部で、多数商品に表された諸労働の価値形成性格を同時に対象の形態で表現しなければならない。この場合、（これらの多数商品のいづれとも区別される）異種の商品に表された労働の価値形成性格を前提におかなければならない。そのためには、全体的価値形態（形態 II）から一般的価値形態（形態 III）への移行が必要である。

2. 全体的価値形態（形態 II）における「逆の連関」の論理

全体的価値形態（形態 II）は同じ個別商品にかんする多数の相対的価値表現から成るから、形態 II から一般的価値形態（形態 III）への移行の根拠は、形態 II を構成する個々の単純な相対的価値表現のなかにある。個別商品「リンネル」にかんする全体的価値形態については、次のようである。

「とはいえ、展開された相対的価値形態は、単純な相対的価値表現の、すなわち、第一の形態の諸等式の総計から成っているものにほかならない。たとえば、

$$20 \text{ エレのリンネル} = 1 \text{ 着の上着}$$

価値形態の移行について

20 エレのリンネル=10 ポンドの茶

などの総計からである。

ところが、これらの等式はどれも、逆の関連では (rückbezüglich) また次のような同じ等式を含んでいる。すなわち、

1 着の上着=20 エレのリンネル

10 ポンドの茶=20 エレのリンネル

などの等式である」(KI 79)。

つまり、形態 II では、同じ個別商品「リンネル」にかんする多数の相対的価値表現のそれぞれが、その「逆の連関」を含むというのである。第 3 節で見たように、二商品 A・B の価値関係の内部で一方の商品 A の相対的価値表現 (商品 A は商品 B に値する) が「逆の連関」(他方の商品 B の相対的価値表現、商品 B は商品 A に値する) を「含む」とは、一方の商品の価値表現と他方の商品の価値表現が (同時にではなく) 交互にのみ成立することを意味する。その理由は、すでに見たように、各商品に表された労働の価値形成性格およびその表現様式にある。形態 II を構成する同じ個別商品にかんする多数の相対的価値表現についても、事情は同じである。同じ個別商品「リンネル」にかんする多数の相対的価値表現と、その「逆の連関」すなわちリンネル商品を一般的等価物とする一般的価値形態 (形態 III) も、同時にではなく、交互にのみ成立する。個別商品の単純な相対的価値表現における「逆の連関」の論理を全体的価値形態 (形態 II) にたいしても適用できるのは、前項で見たように、形態 II では、同じ個別商品にかんする多数の相対的価値表現どうしが互いに独立で無関係だからである。個別商品「リンネル」にかんする全体的価値形態では、リンネル商品にかんする一方の相対的価値表現「リンネル=上着」と他方の相対的価値表現「リンネル=茶」とは互いに独立である。それゆえ、同じ個別商品「リンネル」にかんする各々の単純な相対的価値表現ごとに「逆の

連関」の論理が適用されるのである。

このように、同じ個別商品 A にかんする多数の相対的価値表現にたいして「逆の連関」の論理を適用することにより、個別商品 A にかんする全体的価値形態（形態 II）から、個別商品 A を一般的等価物とする一般的価値形態（形態 III）への移行が説明される。この場合、形態 II（商品 A は商品 B または商品 C 等々に値する）と、形態 III（商品 B または商品 C 等々は商品 A に値する）とは、同時には成立せず、交互にのみ成立する。もし、形態 II と形態 III とが同時に成立するならば、市場の全商品が相対的価値形態に立つことになり、市場の全商品に表された全労働の価値形成性格を同時に対象的形態で表現しなければならないが、それは論理的に不可能である。なぜなら、与えられた市場の内部では、（市場の全商品と区別される）異種の商品に表された労働の価値形成性格を前提におくことは定義上不可能だからである。

全体的価値形態（形態 II）から一般的価値形態（形態 III）への移行を説明する「逆の連関」の論理は、各商品に表された労働の価値形成性格およびその表現様式にもとづいており、各種使用価値にたいする商品所有者たちの欲望とはいっさい無関係である。この点に関連して「全体的、または展開された価値形態の欠陥」項の末尾のパラグラフを検討しておこう。

「実際、もしある人が彼のリンネルを他の多くの商品と交換し、それゆえ、リンネルの価値を一連の他の商品で表現するとすれば、必然的に、他の多くの商品所有者もまた彼らの商品をリンネルと交換しなければならない、それゆえ彼らのさまざまな商品の価値を同じ第三の商品で、すなわちリンネルで、表現しなければならない、20 エレのリンネル=1 着の上着 または=10 ポンドの茶 または=等々 という列を逆にすれば、すなわちこの列に事実上含まれている逆の関連（Rückbeziehung）を表現すれば、次の形態〔一般的価値形態——引用者〕が得られる」（KI 79）。

見られるように、各種使用価値にたいする商品所有者たちの欲望が一致するか否かの検討なしに、個別商品「リンネル」と他のすべての商品との「必然的」な相互交換が語られている。このような記述が許されるのは、各商品に表された労働の価値形成性格の表現様式にもとづいて各商品の相対的価値表現を説明する場合に限られる。なぜなら、すでに見たように、各商品に表された労働の価値形成性格は、市場の全商品の価値関係（価値としての全商品の質的同等性、および全商品に表された全労働にかんする抽象的人間労働としての質的同等性）を根拠とし、各種使用価値にたいする商品所有者たちの欲望とはいっさい無関係だからである。⁽¹⁾

3. 一般的価値形態（形態 III）の成立根拠——多数商品の相対的価値表現の同時成立

第 3 節で見たように、価値表現における「逆の連関」の論理（二商品の価値関係のもとで一方の商品の相対的価値表現と他方の商品の相対的価値表現とは、同時にではなく、交互にのみ成立すること）は、各商品に表された労働の価値形成性格およびその表現様式によってのみ説明される。前項では、この「逆の連関」の論理の媒介によって、全体的価値形態（形態 II）すなわち同じ個別商品にかんする多数の相対的価値表現と、一般的価値形態（形態 III）すなわち（一般的等価物を除く）多数商品の相対的価値表現とが交互にのみ成立することを示した。第 1 項で見たように、個別商品 A にかんする全体的価値形態（形態 II）（商品 A は商品 B または商品 C 等々に値する）では、同じ商品 A にかんする多数の相対的価値表現どうしは互いに独立で無関係である。この意味で、形態 II は同じ個別商品にかんする多数の相対的価値表現の同時成立の必然性を含まないのである。形態 II では、市場の全商品の価値関係が前提におかれるとはいえ、個別商品に表された労働の価値形成性格の表現様式が成立するにすぎない。

このように、形態 II は同じ個別商品にかんする多数の相対的価値表現の同時成立の必然性を含まないので、形態 II をつうじて市場の全商品の価値関係を確証することはできない。

これにたいして、個別商品 A を一般的等価物とする一般的価値形態（形態 III）（商品 B または商品 C 等々は商品 A に値する）は、（一般的等価物＝商品 A を除く）多数商品の相対的価値表現の同時成立の必然性を含む。形態 III では、市場の全商品の価値関係が前提におかれたうえで、（個別商品ではなく）多数商品に表された労働の価値形成性格が同時に対象的形態で表現される。形態 III は（一般的等価物を除く）多数商品の相対的価値表現の同時成立の必然性を含むので、形態 III をつうじて市場の全商品の価値関係を確証することができる。単純化のため、三商品 A・B・C から成る市場における一般的価値形態（商品 B または商品 C は商品 A に値する）の構造を考えよう。この場合、（一般的等価物＝商品 A を除く）二商品 B・C に表された労働の価値形成性格が同時に対象的形態で表現される結果、二商品 B・C の相対的価値表現が同時に成立し、一般的等価物の機能が商品 A に帰属している。すでに見たように、どの商品に表された労働の価値形成性格もけっして単独には（何らかの異種の商品に表された労働の価値形成性格と独立には）論定されえない。二商品 B・C に表された労働の価値形成性格についても事情は同じである。二商品 B・C に表された労働の価値形成性格を論定するさいには、（これらの二商品とは区別される）異種の商品（商品 A）に表された労働の価値形成性格を根拠としなければならない。かくて、二商品 B・C に表された労働の価値形成性格が同時に対象的形態で表現される場合、商品 A の自然形態はもっぱら価値の現象形態（一般的等価物）として機能し、当の二商品 B・C の自然形態はもっぱら使用価値として機能する。このように、三商品 A・B・C から成る市場の内部では、多数商品（二商品 B・C）の相対的

価値表現（二商品 B・C に表された労働の価値形成性格の表現様式）の同時成立を根拠として、一般的等価形態の個別商品 A への帰属が説明されるのであって、けっしてその逆ではない。より一般的に言えば、一般的価値形態（形態 III）は（一般的等価物を除く）他のすべての商品の相対的価値表現の同時成立を条件とするのであって、この意味で形態 III は多数商品の相対的価値表現の同時成立の必然性を含むのである。（一般的等価物を除く）他のすべての商品の相対的価値表現の同時成立は、明らかに、市場の全商品の価値関係を前提とする。先の三商品モデルでは、二商品 B・C の相対的価値表現の同時成立を説明するためには、市場の全商品 A・B・C のあいだの価値関係を前提におかなければならない。このように、形態 III は多数商品の相対的価値表現の同時成立の必然性を含むので、⁽²⁾形態 III をつうじて市場の全商品の価値関係を確証することができる。

以上のように、一般的価値形態（形態 III）は（一般的等価物を除く）他のすべて商品の相対的価値表現の同時成立を条件とする。この点を踏まえると、形態 III の意義をさまざまな側面から説明することができる。第一に、一般的価値形態（形態 III）をつうじて市場の全商品の価値関係を確証することができる。言い換えれば、市場の全商品の価値関係に照応する価値形態は、形態 II ではなくて形態 III なのである。この点に関連するのが「価値形態の変化した性格」（KI 80）項での次の記述である。

「新しく得られた形態 [一般的価値形態——引用者] は、商品世界の諸価値を、商品世界から分離された一つの同じ商品種類、たとえばリンネルで表現し、こうしてすべての商品の価値を、それらの商品のリンネルとの同等性によって表す。リンネルに等しいものとして、どの商品の価値も、いまや、その商品自身の使用価値から区別されているだけでなく、すべての使用価値から区別されており、まさにそのことによって、その商品とすべての商品とに共通なものとして、表現されている。だから、この形態が

はじめて現実的に諸商品を互いに価値として関連させ、言い換えれば、諸商品を互いに交換価値として現象させる」(KI 80)。

最初に指摘されるように、単純な価値形態(形態 I)と全体的価値形態(形態 II)は個別商品の相対的価値表現であるが、一般的価値形態(形態 III)は「商品世界」の相対的価値表現である。形態 III は、相対的価値形態の「すべての商品」と一般的等価形態の特定商品(リンネル商品)との「同等性」(すなわち市場の全商品にかんする価値としての質的同等性)を前提とする。また、形態 III では、相対的価値形態の各商品の価値は、「その商品自身の使用価値」から区別されるだけでなく「すべての使用価値」(相対的価値形態に立つ他のすべての商品の使用価値)からも区別される。たとえば、商品 A を一般的等価物とする一般的価値形態(商品 B または商品 C は商品 A に値する)において、一方の商品 B は、当の商品 B の自然形態だけでなく他方の商品 C の自然形態からも区別される価値形態を受け取る。なぜなら、二商品 B・C の相対的価値表現の同時成立の結果として、一般的等価形態が商品 A に帰属するからである。かくて、一般的価値形態(形態 III)は「現実的に諸商品を互いに価値として関連させる」と言える。形態 III は(一般的等価物を除く)他のすべて商品の相対的価値表現の同時成立を条件とするからである。これにたいして、全体的価値形態(形態 II)は同じ個別商品にかんする多数の相対的価値表現の同時成立の必然性を含まないので、形態 II が「現実的に諸商品を互いに価値として関連させる」とは言えない。

第二に、多数商品の相対的価値表現の同時成立を条件とする一般的価値形態(形態 III)では、次の記述に見られるように、各商品の相対的価値表現にかんする「商品世界の共同事業」が行われていると言える。

「前の二つの形態[形態 I・形態 II——引用者]は、商品の価値を、異種のただ一つの商品によってであれ、その商品とは異なる一連の多数の商

品によってであれ、一商品ごとに表現する。どちらの場合にも、自分自身に一つの価値形態を与えることは、いわば個別商品の私事であり、個別商品は他の諸商品の関与なしにそれを成し遂げる。他の諸商品は、その商品にたいして、等価物という単に受動的な役割を演じる。これにたいして、一般的価値形態は、商品世界の共同事業としてのみ成立する。一商品が一般的価値表現を獲得するのは、同時に他のすべての商品がそれらの価値を同じ等価物で表現するからにはかならず、そして、新しく登場するどの商品種類もこれにならなければならない」(K180-81)。

異種の個別商品にかんする単純な相対的価値表現（たとえば「 $A=B$ 」と「 $C=D$ 」）は互いに独立で無関係である。また、第3節で詳しくみたように、二商品の価値関係の内部でも、一方の商品の相対的価値表現と他方の商品の相対的価値表現は、同時には成立せず、交互にのみ成立する。それゆえ形態Iでの相対的価値表現は、「他の諸商品の関与」を必要としない「個別商品の私事」である。また、第1項で見たように、全体的価値形態（形態II）では、同じ個別商品にかんする多数の相対的価値表現どうしは互いに独立で無関係である。たとえば、同じ個別商品Aにかんする一方の相対的価値表現「 $A=B$ 」は、同じ商品Aにかんする他方の相対的価値表現「 $A=C$ 」とは無関係に成立しうる。したがって、形態IIでの相対的価値表現も「他の諸商品の関与」を必要としない「個別商品の私事」である。これにたいして、一般的価値形態（形態III）は、（一般的等価物を除く）他のすべての商品の相対的価値表現の同時成立を条件とする。しかも、これらの多数商品の相対的価値表現の同時成立（多数商品に表された諸労働の価値形成性格の同時的な表現様式）は、市場の全商品の価値関係（市場の全商品に表された全労働にかんする抽象的人間労働としての質的同等性）を前提とする。したがって、形態IIIの相対的価値形態では「商品世界の共同事業」が行われていると言える。形態IIIでは、新たな商品

種類が相対的価値形態に加わるのにおうじて、多数商品の同時的な相対的価値表現のための価値等式の列は無限に延長され、「同じ等価物」による相対的価値表現が新規の商品種類にたいして強制される。このように、形態 III を特徴づける「商品世界の共同事業」とは、(一般的等価物を除く)他のすべての商品の相対的価値表現の同時成立のことであって、これを交換過程論で説明される商品所有者たちの「社会的行為」(KI 101)と混同することはできない。

第三に、一般的価値形態(形態 III)では、(一般的等価物を除く)他のすべての商品に表された諸労働が同時に対象的形態で表現されている。それゆえ、次の記述に見られるように、商品価値を形成する労働の「積極的な本性」が形態 III をつうじて確証されている。

「商品世界の一般的な相対的価値形態は、商品世界から排除された等価物商品であるリンネルに、一般的等価物という性格を押しつける。リンネル自身の自然形態がこの商品世界の共通な価値姿態であり、したがって、リンネルは他のすべての商品と直接に交換可能なものである。リンネルの身体形態が、いっさいの人間の労働の目に見える化身、一般的社会的蛹化として通用する。リンネルを生産する織布という私的労働が、同時に、一般的社会的形態で、他のすべての労働との同等性の形態で存在する。一般的価値形態を構成する無数の等式は、リンネルに実現されている労働を、他の商品に含まれている労働に、順々に等置し、そうすることによって、織布を人間的労働一般の一般的現象形態にする。こうして、商品価値に対象化されている労働は、現実的労働のすべての具体的形態と有用的属性とが捨象される労働として消極的(negativ)に表されているだけではない。この労働じしんの積極的な本性(positive Natur)がはっきりと現れてくる。その労働は、すべての現実的労働が人間的労働というそれらに共通な性格に、人間的労働力の支出に還元されたものである」(KI 81)。

最初に指摘されるように、「商品世界の一般的な相対的価値形態」（多数商品の相対的価値表現の同時成立）が「等価物商品」に「一般的等価物という性格」を与えるのであって、その逆ではない。多数商品（相対的価値形態）に表された労働の価値形成性格が同時に対象的形態で表現される場合、第三の「等価物商品」（一般的等価物）の自然形態は「商品世界の共通な価値姿態」として機能し、相対的価値形態の多数商品の自然形態はもっぱら使用価値として機能する。この場合、一般的等価物の自然形態に表された労働（使用価値リネンに表された具体的有用労働「織布」）は抽象的人間労働の「一般的現象形態」として意義を持ち、私的労働「織布」が「一般的社会的形態」「他のすべての労働との同等性の形態」で存在する。しかし、多数商品の相対的価値表現の同時成立から導かれるのは、一般的等価形態の特色だけではない。

最後に指摘されるように、多数商品の相対的価値表現を条件とする一般的価値形態（形態 III）においてはじめて、「商品価値に対象化されている労働」の「積極的な本性」、すなわち「すべての現実的労働」（市場の全商品に表された全労働）の「共通な性格」（抽象的人間労働）への還元が論定されるのである。なぜなら、すでに見たように、（一般的等価物を除く）他のすべての商品の相対的価値表現の同時成立は、市場の全商品の価値関係を前提とするからである。このように、多数商品の相対的価値表現の同時成立を条件とする一般的価値形態（形態 III）においてのみ、市場の全商品に表された全労働にかんする（抽象的人間労働としての）質的同等性が確認される。これにたいして、全体的価値形態（形態 II）は同じ個別商品にかんする多数の相対的価値表現の同時成立の必然性を含まないので、形態 II では「商品価値に対象化されている労働」の「積極的な本性」は⁽³⁾ けっして確認されない。

4. 初版『資本論』の「形態 IV」の意義

多数商品の相対的価値表現の同時成立が一般的価値形態（形態 III）の成立要件であることを踏まえて、初版『資本論』の「形態 IV」（初版 K 34, 以下「初版形態 IV」と呼ぶ）の意義を検討しておこう。初版本文の価値形態論では、一般的価値形態（形態 III）の成立は（一般的等価物を除く）他のすべての商品の相対的価値表現にもとづいて論証されているが、一般的等価物の特定商品への固定化は論定されないままである。

「われわれの現在の立場においては一般的等価物はまだけっして骨化されていない。どのようにして実際にリンネルは一般的等価物に転化させられたのか？ それは、リンネルがその価値を最初に個別商品において示し（形態 I）、次にすべての他商品において順番に相対的に示し（形態 II）、こうして逆関係的にすべての他商品がリンネルにおいてそれらの価値を相対的に示す（形態 III）ことによってであった。」（初版 K 33）。

見られるように、価値形態論の範囲内では一般的等価物は「骨化されていない」（特定商品に固定化されていない）。ただし、「すべての他商品がリンネルにおいてそれらの価値を相対的に示す」こと（他のすべての商品の相対的価値表現の同時成立）を根拠として、一般的等価形態の任意の商品「リンネル」への帰属はすでに論証されている⁽⁴⁾。一般的価値形態（形態 III）の成立の論証にとって、一般的等価物の特定商品（たとえば金）への固定化が必須条件なのかどうか、問題の核心である。

単純化のため三商品 A・B・C から成る市場を想定し、各商品の量的規定性を捨象すると、初版形態 IV は次の三つの価値等式によって表される。

商品 A = 商品 B または 商品 C [商品 A は商品 B または商品 C に値する。] ……①式

商品 B = 商品 A または 商品 C [商品 B は商品 A または商品 C に値す

る.] ……②式

商品 C = 商品 A または商品 B [商品 C は商品 A または商品 B に値する.] ……③式

要するに、市場の全商品にかんする全体的価値形態（形態 II）を書き並べたものが初版形態 IV である。全商品にかんする形態 II にたいして同時に「逆の連関」の論理を適用すると、明らかに、次のような困難が生じる。

「一般的等価形態はつねにすべての他商品に対立して一商品にのみ帰属する。しかし、一般的等価形態は、すべての他の商品に対立してどの商品にも帰属する。しかし、どの商品もがそれ自身の現物形態をすべての他商品にたいして一般的等価形態として対立させるならば、すべての商品がすべての商品を一般的等価形態から除外することになり、したがってまた自分自身をもその価値の大きさの社会的に通用する表示から除外することになる」（初版 K 34）。

たしかに、初版形態 IV を構成するすべての価値等式（①・②・③式）にたいして同時に「逆の連関」の論理を適用すると、全商品が全商品を「一般的等価形態から除外する」ことになり、一般的価値形態（形態 III）はけっして導かれぬ。それでは、一般的等価物の特定商品への固定化が導入されていなければ、形態 III の成立は論証されないのだろうか。一般的価値形態の不成立⁽⁵⁾を示すために初版形態 IV が設定されたのだろうか。けっしてそうではない。なぜなら、一般的価値形態（形態 III）の成立要件は、（一般的等価物を除く）他のすべての商品の相対的価値表現の同時成立であって、一般的等価物の特定商品への固定化ではないからである。本節第 1 項で見たように、各商品の相対的価値表現を各商品に表された労働の価値形成性格の表現様式として把握するかがり、市場の全商品にかんする全体的価値形態（形態 II）の成立は不可能であり、われわれの事例で言うと、同一時点には①・②・③式のうちいずれか一つだけが成立する。

もし、①・②・③式が同時に成立するならば、市場の全商品 (A・B・C) に表された全労働の価値形成性格を同時に対象の形態で表現しなければならないが、それは論理的に不可能である。そして、本節第2項で見たように、個別商品にかんする全体的価値形態 (形態 II) とその「逆の関連」としての一般的価値形態 (形態 III) は、同時にではなく、交互にのみ成立する。このように、多数商品の相対的価値表現の同時成立 (すなわち多数商品に表された諸労働の価値形成性格の同時的な表現様式) を根拠として一般的価値形態 (形態 III) が説明されている以上、市場の全商品にかんする全体的価値形態 (形態 II) を (①・②・③式のように) 書き並べたとしても、同一時点に成立可能なのはいずれかの一商品にかんする形態 II だけである。⁽⁶⁾ 初版形態 IV の多数の価値等式を各時点ごとに単一の価値等式へと限定する論理とは、「相対的価値形態の内実」(KI 64) すなわち各商品に表された労働の価値形成性格およびその表現様式である。実際、初版本文の続きの文章においても、一般的等価形態が同時に全商品に帰属することは、明らかに否定されているのである。

「要するに、商品の分析が明らかにするのは、価値形態のすべての本質的な規定、およびその対立的な諸契機における価値形態そのもの、一般的な相対的価値形態、一般的等価形態であり、最後に、単純な相対的な諸価値表現のけっして終結しない列であって、この列は、最初は価値形態の発展における一つの過渡段階をなすが、結局は一般的等価物の独自の相対的価値形態へと一変する。しかし、商品の分析が示したものは商品形態一般としてのこれらの諸形態であった。したがってまた、これらの諸形態は、対立的になっていさえすれば (nur gegensätzlich)、どの商品にも帰属するのであるから、商品 A が一方の形態規定にある場合には商品 B, C, 等々は商品 A に対立して他方の形態規定をとる」(初版 K 34)。

「単純な相対的な諸価値表現のけっして終結しない列」(初版形態 IV)

を「一般的等価物の独自の相対的価値形態」へと転換させる論理が、「商品の分析」によって明らかにされている。「一般的な相対的価値形態」および「一般的等価形態」という諸形態は「どの商品にも帰属する」が、これらの諸形態は「対立的」でなければならない。たとえば、「商品 A」が「一般的等価形態」という「形態規定」にある場合には、商品 A を除く他商品「商品 B, C, 等々」はこの「形態規定」から排除される。つまり、市場の全商品が同時に「一般的な相対的価値形態」・「一般的等価形態」に立つことはない。その理由は、各商品に表された労働の価値形成性格およびその表現様式にある。すでに見たように、市場の全商品に表された全労働の価値形成性格を同時に対象的形態で表現することは絶対に不可能だからである。

このように、初版形態 IV によって一般的価値形態（形態 III）の不成立が示されるのではない。形態 III の成立要件は、一般的等価形態の特定商品への固定化ではなく、（一般的等価物を除く）他のすべての商品の相対的価値表現の同時成立である。初版形態 IV は、形態 III の成立要件を示すための一つの「過渡段階」(前掲初版 K 34) にすぎない⁽⁷⁾。

以上、本節では、各商品に表された労働の価値形成性格およびその表現様式にもとづいて、全体的価値形態（形態 II）から一般的価値形態（形態 III）への移行を考察し、次の点を明らかにした。第一に、全体的価値形態（形態 II）では、同じ個別商品にかんする多数の相対的価値表現どうしが互いに独立で無関係である。そのため、形態 II をつうじては市場の全商品の価値関係を確証することはできない。第二に、形態 II を構成する同じ個別商品にかんする多数の相対的価値表現にたいして「逆の連関」の論理を適用する結果、一般的価値形態（形態 III）が得られる。ただし、たとえば個別商品 A のかんする形態 II と個別商品 A を一般的等価物とす

る形態 III は、同時にではなく、交互にのみ成立する。第三に、一般的価値形態（形態 III）の成立要件は多数商品の相対的価値表現の同時成立である。形態 III は多数商品の相対的表現の同時成立の必然性を含むので、形態 III をつうじて市場の全商品の価値関係を確証することができる。第四に、初版『資本論』の形態 IV は、一般的価値形態（形態 III）の不成立を示すために設定されたのではなく、形態 III の成立要件を示すための過渡段階である。

次節で見るように、多数商品の相対的価値表現の同時成立を条件とする形態 IIIこそが、「諸商品の価値関係に含まれる価値表現の発展」（KI 62）の実質的な到達点である。

- (1) 形態 II の欠陥および形態 II から形態 III への移行について松石勝彦氏は、「問題の核心は、価値形態 II の欠陥による移行の必然性と相互の交換に含まれる逆関連による現実の移行とが同じ社会的労働したがってそれを内実とする価値概念から生じている点にある」（前掲『資本論の解明』、212 頁）と正しく指摘される。氏が言われるように、形態 II の欠陥および形態 II から形態 III への移行にともなう「逆関連」の説明要因は、「社会的労働」「価値概念」以外にはありえない。
- (2) 岩井克人氏は「無限の『循環論法』としての貨幣形態 Z」（『貨幣論』筑摩書房、1993 年、55 頁）について「ほかのすべての商品が貨幣に直接的な交換可能性をあたえていることと、貨幣がほかのすべての商品に直接的な交換可能性をあたえていることとは、おたがいがおたがいの根拠となっているまさに宙づり的な関係になっている」（同、57 頁）と説明される。つまり、全体的価値形態（「貨幣」は「ほかのすべての商品」に値する）と一般的価値形態（「ほかのすべての商品」は「貨幣」に値する）とが相互前提関係にあるというのである。ただし、岩井氏は「労働価値論から出発した価値形態論が最終的に行き着く貨幣形態の『循環論法』のなかには、もはやその労働価値論がはいりこむ余地はない」（同、43 頁）と主張されているから、「貨幣形態 Z」

は諸商品の価値関係の媒介によって導かれたものではない。岩井氏の見解について建部正義氏は、「貨幣はほかのすべての商品に『直接的な交換可能性』をあたえることは決してできないし、他方では、『直接的な交換可能性』を獲得することができるのは依然として貨幣だけである」（「貨幣・金融論の現代的課題」『経済理論学会年報』第31集、青木書店、1994年、244頁）と的確に指摘される。ただし、建部氏の論点を価値関係の媒介によって厳密に説明するためには、全体的価値形態が同じ個別商品にかんする多数の相対的価値表現の同時成立の必然性を含まないこと、および一般的価値形態が多数商品の相対的価値表現の同時成立を条件とすることを論証しなければならない。そのさい、本文で示したように、各商品に表された労働の価値形成性格の表現様式に着目する必要がある。

- (3) 宮沢俊郎氏は「第III形態では、私的労働が獲得するべき社会的労働としての性格にふさわしい、価値表現（価値形態）の形態（形式）が与えられるのにたいして、「第II形態」では「商品世界を貫く統一的な形式が未確立」（前掲『価値と資本概念形成』、69頁）であると指摘される。形態IIの欠陥および形態IIIの意義を把握するうえで、商品に表された労働の価値形成性格あるいは「社会的労働」の観点はきわめて重要である。
- (4) 頭川博氏は、初版形態IVが「一般的価値形態の不成立を示す」と解釈すると「マルクスが『形態IV』に到達する前段階において現行『資本論』と同じ一般的価値形態を紛れもなく説いているという事実を一体如何に解釈するのかという抜き差しならない前後撞着に直面する」（『価値形態と交換過程』『金融経済』第182号、1980年6月、51頁）と正しく指摘される。
- (5) 富塚良三氏は、形態IIから形態IIIへの移行にかんする『資本論』の論理には「本質的困難」があると主張され、初版『資本論』の「形態IV」を「この問題の所在〔形態IIから形態IIIへの移行における「本質的困難」——引用者〕を、価値形態論の視角から——いわば、第二形態から第三形態への移行に関する反省規定として——、表示したもの」（『価値形態論と交換過程論』『増補 恐慌論研究』未来社、1975年所収、253頁）と把握される。さらに、形態IIから形態IIIへの移行にともなう「本質的困難」と交換過程論との関連について、「諸商品が各個に展開した展開せざるをえない『開展された価値形態』から諸商品の価値の統一的な表現形態たる『一般的価値形態』への

移行の困難の問題は、第二章の交換過程論において、『全面的交換の矛盾』として、ヨリ具体的にあらわれるのである」(同、254頁)と指摘される。しかし第一に、本節第1項で見たように、多数商品にかんする「開展された価値形態」(形態II)の同時成立は論理的に不可能であって、初版形態IVを多数商品にかんする形態IIの同時成立と解釈することはできない。第二に、商品所有者の交換行為の観点に立つ交換過程論によって一般的価値形態の成立の論証が補完されるか否かについては、より立ち入った検討が必要である(交換過程論にかかわる論点については別稿に譲る)。

- (6) 初版形態IVについて藤本義昭氏は『『形態IV』とは多数の商品の第2形態の『同時的成立』や『並存』を示すものでなく…』(「マルクス貨幣形態生成論の論理」『経済学雑誌』第90巻第5・6号、1990年3月、88頁)と正しく指摘される。
- (7) 初版形態IVの意義について福田泰雄氏は『『形態IV』は、一方では商品世界から特定の商品が抽出されて一般的等価物が成立することをすでに前提としつつ、他方そのうえであくまで同じ第III形態の問題としてその一般的等価物の特定商品への骨化・固着の欠如とそこから生じる困難を示すのである』(『現代市場経済とインフレーション』同文館、1992年、67頁)と指摘される。初版形態IVが「商品世界」からの「特定の商品」の「抽出」にもとづく「一般的等価物」の成立を前提としているという氏の論点は、きわめて重要である。ただし、「一般的等価物の特定商品への骨化・固着の欠如」が「第III形態の問題」に属するかどうかについては、より立ち入って検討しなければならないと思われる。

第6節 結語——価値形態の移行の意義

本稿では、各商品に表された労働の価値形成性格およびその表現様式に着目して、単純な価値形態(形態I)から全体的価値形態(形態II)、一般的価値形態(形態III)に至る価値形態の移行を考察した。形態Iの「相対的価値形態の内実」(KI 64)の論理(第2節を参照)に端的に見ら

れるように、諸商品の価値関係を前提において各商品の相対的価値表現を説明するためには、各商品に表された労働の価値形成性格およびその表現様式を考察しなければならない。したがって、「諸商品の価値関係に含まれる価値表現の発展」(KI 62)は、各商品の相対的価値表現の観点から考察しなければならない。各商品の相対的価値表現の発展にもとづいて等価形態の発展を説明しなければならない。その逆ではない。「相対的価値形態の発展の程度には等価形態の発展の程度が対応する」(KI 81)こと、それゆえ「等価形態の発展は相対的価値形態の発展の表現であり結果であるにすぎない」(同)ことはけっして無視されてはならない。

「相対的価値形態の発展」(すなわち、各商品に表された労働の価値形成性格の表現様式の発展)の実質的な到達点は、一般的価値形態(形態 III)である。なぜなら、形態 III に至ってはじめて、(一般的等価物を除く)他のすべての商品の相対的価値表現(他のすべての商品に表された諸労働の価値形成性格の表現様式)の同時成立の必然性が論定され、市場の全商品の価値関係(市場の全商品に表された全労働にかんする抽象的人間労働としての質的同等性)が確認されるからである。たしかに、(一般的等価物を除く)他のすべての商品の相対的価値表現の同時成立を前提においたうえで、何らかの社会的過程による一般的等価形態の特定商品(たとえば金)への固定化という要因を導入すると、貨幣形態(形態 IV)が成立する。しかし、一般的等価形態の特定商品への固定化だけを根拠として貨幣形態(形態 IV)の成立を論定することはできない。(一般的等価物を除く)他のすべての商品の相対的価値表現の同時成立という要件は、一般的価値形態(形態 III)から貨幣形態(形態 IV)への移行によっても何ら変更されないのである。この点にかかわるのが次の記述である。

「形態 IV における金は、相変わらず、形態 III においてリンネルがそうであったもの——一般的等価物である。進歩は、ただ、直接的な一般的交換

可能性の形態または一般的等価形態が、いまや社会的慣習によって、商品金の独自の自然形態に最終的に癒着しているということだけである」(KI 84).

最初に指摘されるように、貨幣形態(形態IV)における金商品は、一般的価値形態(形態III)と同じく「一般的等価物」である。たしかに、「社会的慣習」をつうじた一般的等価形態の特定商品「金」の自然形態への固定化は、形態IVにのみ固有な要因である。しかし、形態IVの内部で貨幣商品「金」が「一般的等価物」として機能するための条件は、(金を除く)他のすべての商品の相対的価値表現(他のすべての商品に表された諸労働の価値形成性格の表現様式)の同時成立である。言い換えれば、(金を除く)他のすべての商品の相対的価値表現の同時成立を前提におかずに、「社会的慣習」による一般的等価形態の金商品への固定化だけを根拠として貨幣形態(形態IV)の成立を論証することは不可能なのである。

こうして、「諸商品の価値関係に含まれる価値表現の発展」(KI 62)にかんするこれまでの考察により、貨幣形態の概念は、(一般的等価物を除く)他のすべての商品の相対的価値表現にもとづく一般的価値形態として把握される。したがって、諸商品の価値関係を前提において価値形態の移行を考察する結果、貨幣形態が、商品形態から派生する概念として把握されるのである。この点にかかわるのが、価値形態論の末尾にある次のパラグラフである。

「貨幣形態の概念把握における困難は、一般的等価形態、したがって一般的価値形態一般、形態IIIに限定される。形態IIIは、もとにさかのぼれば形態II、すなわち展開された価値形態に帰着し、そしてこの形態IIの構成要素は形態I、すなわち20エレのリンネル=1着の上着 または、 x 量の商品A= y 量の商品Bである。だから、単純な商品形態は貨幣形態の萌芽である」(KI 85).

最初に指摘されるように、貨幣形態の概念の把握は一般的価値形態（形態 III）の論定に帰着する。なぜなら、貨幣形態（形態 IV）は、一般的価値形態（形態 III）と同じく、（一般的等価物を除く）他のすべての商品の相対的価値表現（他のすべての商品に表された諸労働の価値形成性格の表現様式）の同時成立を前提とするからである。形態 III の根拠すなわち多数商品の相対的価値表現の同時成立は、市場の全商品の価値関係（市場の全商品に表された全労働にかんする抽象的人間労働としての質的同等性）を前提とする。第 4 節で見たように、市場の全商品の価値関係の内部では、（一般的等価物としての個別商品 A を除く）他のすべての商品の相対的価値表現（一般的価値形態）と個別商品 A にかんする多数の相対的価値表現（全体的価値形態すなわち形態 II）とが交互にのみ成立する。したがって、市場の全商品の価値関係を前提におくかぎりでは、一般的価値形態（形態 III）から全体的価値形態（形態 II）への遡及が可能である。また、第 4 節で見たように、全体的価値形態（形態 II）では、同じ個別商品にかんする同じ個別商品にかんするさまざまな相対的価値表現は互いに独立で無関係である。したがって、全体的価値形態（形態 II）が個別商品の単純な相対的価値表現へと分解され、形態 II が形態 I に帰着することは明らかである。かくて、市場の全商品の価値関係の媒介によって貨幣形態（形態 IV）は最終的に単純な価値形態（形態 I）に帰着するのである。

以上のように、諸商品の価値関係を前提において価値形態の移行を考察する結果、「単純な商品形態は貨幣形態の萌芽である」ことが論証される。言い換えれば、市場の全商品の価値関係を前提において、各商品の相対的価値表現（各商品に表された労働の価値形成性格の表現様式）の発展を考察する結果、貨幣形態を商品形態から派生する概念として把握することができる。価値形態論で貨幣形態を商品形態から派生する概念として把握することにより、市場経済にかんする一側面が浮かび上がる。すなわち、一

般的等価物（商品世界の価値の現象形態）としての貨幣の機能は、市場参加者の好むと好まざるとにかかわらず、市場の全商品の価値関係によって左右されていることがそれである。この問題を詳しく考察するためには、価値形態論における貨幣形態の把握を踏まえて、交換過程論に固有な問題領域に立ち入らなければならない。この点については別稿の課題⁽¹⁾としたい。

- (1) 交換過程論における貨幣の把握については、拙稿「交換過程における貨幣の必然性」『経済学研究』（一橋大学研究年報）第35号、1994年5月を参照。